

平成21年第4回豊後高田市議会定例会会議録（第2号）

議事日程〔第2号〕

12月9日（水曜日）午前10時 開会

開議宣告

日程第1 一般質問

 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

 出席議員（22名）

1 番	近 藤	紀 男
2 番	成 重	博 文
3 番	安 達	隆
4 番	尾 上	真 一
5 番	山 田	秀 夫
6 番	松 本	博 彰
7 番	中山田	健 晴
8 番	河 野	徳 久
9 番	明 石	光 子
10 番	土 谷	力
11 番	村 上	和 人
12 番	鷺 海	政 幸
13 番	後 藤	龍太郎
14 番	安 東	正 洋
15 番	北 崎	安 行
16 番	川 原	直 記
17 番	河 野	正 春
18 番	山 本	博 文
19 番	菅	健 雄
20 番	堂 園	慶 吾
21 番	徳 永	浄
22 番	大 石	忠 昭

 欠席議員（0名）

 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	甲 斐 智 光
議事係 長	清 水 栄 二
庶務係 長	伊 藤 康 輔
書 記	近 藤 浩 二

 説明のため議場に出席した者の職氏名

市 長	永 松 博 文
副 市 長	鷺 海 豊

会計管理者兼市参事兼会計課長

安 東 洋 義

市参事兼真玉市民センター長

岩 永 澄 雄

市参事兼香々地市民センター長

大 園 栄 治

市参事兼企画情報課長

中 嶋 栄 治

市参事兼税務課長

尾 造 正 直

市参事兼消防長

福 光 博 文

総務課 長

栞 原 茂 彦

財 政 課 長

増 田 正 義

市 民 課 長

橋 本 和 明

保 険 年 金 課 長

南 松 豊 久

子育て・健康推進課長

安 東 道 男

環 境 課 長

後 藤 則 隆

商 工 観 光 課 長

佐 藤 之 則

農 林 振 興 課 長

井 上 晃 一

農 地 整 備 課 長

河 野 義 雄

建 設 課 長

野 村 信 隆

下 水 道 課 長

佐 當 公 夫

福 祉 事 務 所 長

安 東 良 介

水 道 課 長

甲 斐 好 信

総 務 法 規 係 長

佐 々 木 真 治

秘 書 係 長

飯 沼 憲 一

 教育庁

教 育 長

河 野 潔

総 務 課 長

奥 田 秀 穂

学 校 教 育 課 長

早 田 義 司 郎

 議長（鷺海政幸君） おはようございます。

開会前ですが、議員各位にお知らせします。

本日、ケーブルテレビによる議会放送用の撮影を行いますので、ご了承願います。

また、傍聴者の方々にお願いいたします。

ケーブルテレビ用の撮影を行います。議場の構造上、やむを得ず、傍聴者の方々が映ることがありますが、あらかじめご了承いただきますようお願いいたします。

議長（鷺海政幸君） これより本日の会議を開きます。

議長（鷺海政幸君） 日程第1、一般質問を行います。

12月9日

この際、申し上げます。

各議員の発言は、申し合わせの発言時間内においてお願いいたします。また、質問は通告に基づき行ってください。

なお、執行部は、質問通告にない事項及び聞き取り時になかった事項について質問があった場合は、議長にお知らせください。

なおまた、議長として一言お願いがございませぬ。簡潔な質問と簡潔な答弁で住民にわかるようご協力をお願いいたします。また、議会の品位を損なうような発言は控えていただきたいと思ひます。何とぞご協力をお願いいたします。

一般質問通告表の順序により発言を許します。

10番土谷 力君。

10番(土谷 力君) 10番土谷 力です。通告に基づいて一般質問を行います。

まず第1に、市長の政治姿勢についてお尋ねします。

政権交代が行われ84日目になります。現在の政権は、地域主権確立を1丁目1番地としてこの政治の第一のところに置いております。それは地方分権改革として地域主権を中心とした市町村重視の政策を行っていくということです。その政策がまさに今スタートをしている状況にあります。

中央集権を改めて、市町村に権限を移譲する方向でいろいろな政策が実行されようとしています。こういう状況下の中で、市長は分権改革、そして地域主権の方向性についてどのように考えているか、お尋ねします。

例えば、国の役割として、外交、防衛、危機管理、治安、食料、エネルギーを含む総合的な安全保障、教育社会保障の最終責任、通貨市場経済の確立、国家的大規模プロジェクトなどに限定しています。

県の役割として考えられるのは、産業振興、災害対応、河川、市町村問題の調整役などに限定されているようでございます。

市町村は、その能力や規模に応じて、生活に係る行政サービスを始め、その対応に可能なすべての事務事業の権限と財源を国及び県から市町村に大幅に移譲することとなっています。

財源の問題としましては、あとで出てきますけれども、ひもつき補助金を廃止して一括交付金、または地方交付税についても若干疑義があるようでございますけれども、少し変更が行われるようでございます。これは、市町村が自ら考えて決定していくと、

実行していくという地域主権の考えのあらわれであると考えております。

政治姿勢の第2点目の質問ですが、先程少し述べましたように、ひもつき補助金の廃止と一括交付金化です。市町村の補助金はさまざまな条件がつき、補助金の執行する際には、地域の実情に合わない状況にあっても、その条件に合わせて補助金を執行しなければなりませんでしたが、そういうことが大体6割から8割ぐらひはデザインを押しつけられて地方が行政を行っておりました。それが一括交付金で行われれば、市町村がそれぞれの住民サービスの優先順位を決めて、市町村のデザインで住民サービスをするようになります。いままでのように行政部分の一元的な決定ではなく、これはどういうことかと言ひますと、国、県から条件、いろいろな制約をいただひて補助金を執行していく。大部分は制限があったわけですが、この制限がなく、何に使ってもいいというような条件になってきますと、我々市民の代表として出てきた地方議会に、本来の機能をやっていかなければならない。本来の機能と言ひますと、条例制定権、立法機関としての議会の役割も重要になっていこうかと考えられます。

市町村は、いままでの一元的な考え方ではなく、完全に事実上、二元的な方向で意思決定をしていく本来の地方自治の姿に戻っていき、戻った方向で民主主義の根幹である地方政治の方向になっていくのが今回の分権改革であり、地域主権だというふうにご考えておるようでございますが、この点についてどのようなお考えがあるのか、お尋ねをいたします。

次に、インフルエンザについてお尋ねします。

全国的には推定で189万人の患者が発生しているようですが、死亡者は約100人だそうです。大分県では11万5,000人の患者が発生し、4、5日前に5歳の方が1人亡くなっています。昨日から今日の報道では、患者数は減少傾向にあると言ひますけれども、まだまだ警戒をしなければならない状況にあると思ひます。

先日のインフルエンザの議案質疑の中でも述べられておりましたけれども、本市における新型インフルエンザの小中学校における学級閉鎖や休校の状況、また予防接種の現状及び新型インフルエンザに対する対応・対策についてお伺ひをいたします。

第3番目は、観光問題についてお尋ねします。

商店街の2、3の方から、現在は少し商店街に来る観光客が減ってきたのではないかと、商店街の売り

上げが下がってきている、どうもその一つの条件として、大型バスの駐車場の駐車料金の徴収、1台について1,500円を徴収していることもその原因になっているのではないかと、案内人の1人当たりに対するお金が200円いただくようになったから、これも問題ではないか、そういうことが観光客の減少につながっているのではないかと私のほうにお話がありまして、そこで昭和の町の今日までの推移と現状とどういう対策をしているのか、それについてお尋ねをいたします。

4番目は、市民乗合タクシーについてお尋ねします。

市民乗合タクシーは、路線バスの廃止に伴って、市民の移動手段として大変高齢者及びその利用者にとっては喜ばれている状況にあります。その市民タクシーの運行状況と路線及びその形態についてどのようになっているか、お尋ねします。

市民の中から私のほうに陳情なりがありましたのは、9月の連休または土日・祭日に運行していないので、その期間の買い物等々の移動手段に大変困っている、何とかこの休日・祭日の運行も考えてもらえないかというような要望を寄せられましたので、あわせてお尋ねします。

1回目の質問はそのくらいです。終わります。

議長（鴛海政幸君） 市長永松博文君。

市長（永松博文君） 私のほうからは、政治姿勢の政権交代後の本市の状況とその対策についてお答えをいたします。

本年8月に行われました衆議院総選挙におきまして、民主党の歴史的な大勝により長く続いた自民党政権から政権交代がなされ、現在新しい民主党政権の下でこれまでの旧政権下で行われてきた事業や制度等について、さまざまな見直しが行われているところでございます。

今回の総選挙で民主党が示しましたマニフェストでは、いま議員ご指摘のように、分権改革として地域主権の確立がうたわれており、これによりますと、住民に一番身近な基礎自治体、いわゆる我々の市町村でございますが、を重視した分権改革を推進して、中央集権制度を抜本的に改め、地域主権国家を自立するとされております。

この中で私ども市町村などのこの基礎的自治体につきましては、その能力や規模に応じて生活にかかわる行政サービスを始め、対応可能なすべての事務事業の権限と財源を国及び都道府県から基礎自治体

に大幅に移譲することによって、国の役割が外交、貿易、危機管理等主なもの、そういうものに絞ろうとしておりますし、そしてまた、都道府県についても、産業振興、災害対策、河川と、そういうようなものと、この我々市町村との調整ということに限定されているようでございます。

加えまして、国から地方へひもつき補助金を廃止して、基本的に地方が自由に使える一括交付金に変更していくことなど、国、都道府県、そして市町村の役割分担やその権限、財源を抜本的に見直すことによって、議員ご指摘のように、まさに基礎自治体であるこの市町村が自ら考え、そしてまた決定し、実行していくという地方主権の確立を図っていくこととされております。

このような地域が主権を持ち、地域で決定させていただくということにつきましては、我々地方にとりましては大変歓迎すべきことであると考えておりますことから、私どもといたしましても、議会の皆さん方のお知恵を借りながら、いろんな政策について総力を挙げて取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

しかしながら、これまで本市は、まちづくり交付金事業や地域雇用創造推進事業、元気な地域づくり交付金事業など、数多くの国庫補助事業を職員の努力によって積極的に活用し、そしてまた、過疎対策事業債や合併特例事業債を組み合わせることによって、他の市と比較して非常に多くの事業をやっておりますし、そしてまた、我がこの高田の財政力に比較しますと、それ以上の事業に取り組んでおるところでございます。

今回これらの補助金が一括交付金にされると、これは私ども一概に喜んでいいものかどうかということをおっしゃるを得ないところでございます。人口が少なく、面積も小さい、そしてまた財源移譲する税源も少ないという本市のような小規模の自治体に配分される額というものが、どういう基準でされるかということになります。そういう面では、ひょっとしたら使っている我々の国庫支出金、県、そういうものが大幅に減るのではないかと、そういうふうな危惧されることもあります。

さらに、過疎地域自立促進特別措置法、私ども何とかこれを継続してくれと、来年の3月31日で切れるわけでありましてけれども、これにつきましては、民主党も3年延長ということを出して何とか続くことができました。それからまた合併債も、どうもひょつ

12月9日

としたらこれをなし崩しに崩されるのではないかと、そういう不安もあります。私どもこの小さな過疎の市は、合併債や、それからまた過疎債、こういうものを頼りにやっているわけでございます。そういう面では、この制度が全部廃止されると、いままでのような積極的な行政ができなくなる。また、それと同時に、現在取り組もうとしております図書館とか、これからやらなきゃならんであろう庁舎の建設とかいうものに何らかの影響が出てくるのではないかと、大変危惧しているところでございます。

いずれにいたしましても、現時点では政権交代が行われたばかりであり、国の中でも議論をしておりますし、決定はこれからだと思っております。そういう面では、私どものような小規模の自治体においては、自治体の規模だけで配分されるのではなくて、そこに分権というものに、これは平等にどこも分権されるわけですから、そういう要素も入れたものでやっていただかなければ、小泉政権の時に言われたような規模だけでやられると、これは反対に、地方分権ということが小泉政権と同じようなことで我々小さな自治体の首を絞めるということになるわけでございます。

そういう面では、これからは我々はそうならないように、国に対しても要望していきたいと思っておりますけれども、それと同時に、今後の国がどういうふうな議論をしていくか、どういうふうな制度改革をしていくということを十分に注視しながら対応を図ってまいらなきゃならんと、そういうことを思っている次第でございます。

その他の質問につきましては、担当課長に答弁させていただきますので、よろしくお願いたします。

議長（鴛海政幸君） 子育て・健康推進課長安東道男君。

子育て・健康推進課長（安東道男君） 新型インフルエンザの本市の状況についてお答えします。

6月に県内で最初の感染者の確認がされて以来、患者数は徐々に増加し、北部保健所、宇佐高田地域のインフルエンザ定点医療機関当たりの患者数が、第47週が120.25、第48週が100.00と、警戒基準が30と言われる数値をはるかに超え、流行のピークを迎えました。前の週の第49週では69.50と大きく減少しましたが、まだまだ警戒が必要であります。市内においても、小中学生等へのインフルエンザの感染者が増加し、感染拡大防止のため、10月初旬から学校での学級や学年閉鎖が

行われてきたところでございます。

これまでの小中学校等での学級閉鎖、休校の状況でございますが、教育委員会からの報告によると、12月4日現在で学校閉鎖が小学校1校、中学校3校、学級閉鎖は幼稚園2学級、小学校20学級、中学校9学級、学年閉鎖が小学校2学年、中学校1学年という状況でございますが、ほとんど重症化せずに順調に回復しているところでございます。

しかしながら、まだ予断を許さない状況が続くと思われまので、市民の皆様には予防対策はしっかり行っていただきたいと思っております。

また、新型インフルエンザ予防接種の優先接種対象者の状況でございますが、優先接種対象者とは、感染した場合に重症化するおそれのある方など、国があらかじめ決めた方々で、医療従事者、妊婦、基礎疾患を有する者、1歳から高校生に相当する年齢の者、1歳未満の小児の保護者、65歳以上の方々でございます。

その優先接種対象者のワクチンの接種時期でございますが、すでに医療従事者が10月19日から、妊婦、基礎疾患を有する方が11月から、1歳から就学前のお子さんが12月3日から始まったところでございます。

大分県が計画している今後の予定では、小学校1年生から3年生までが12月17日から、小学校4年生から6年生までと1歳未満児の保護者が12月28日から、中学生が来年の1月前半から、高校生に相当する年齢の方が11月後半からということでしたが、少し早まり中学生と同時期というふうになったところでございます。

今後の新型インフルエンザの発生状況やワクチンの供給量などによっては、接種スケジュールの変更も考えられるところでございます。

次に、新型インフルエンザの対策と対応についてお答えします。

これまでの議会におきましてお答え申し上げてまいりましたが、国内での感染者発生以来、手洗いやうがいの徹底、外出時のマスクの着用など、感染予防拡大防止に関する啓発をチラシやケーブルテレビなどを活用して行ってまいりました。特にケーブルテレビでは、手洗いの方法やうがいの仕方を実演を交えてわかりやすく解説し、繰り返し呼びかけてまいりました。また、市の行事、集会などでのマスクや消毒薬の準備などを行い、感染予防についての周知徹底を行ってまいりました。

なお、日曜・祝日における在宅当番医の増設についても、流行拡大を予想して豊後高田市医師会と早目の協議を行ってまいりましたが、現在流行が拡大していることから、増設により対応しているところでございます。

今後も速やかに正確な情報を提供し、迅速かつ適切な対応で市民の安心・安全のため努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（鷺海政幸君） 商工観光課長佐藤之則君。

商工観光課長（佐藤之則君） 昭和の町の観光客の状況についてお答えいたします。

昭和の町の取り組みが本格的に動き出したのは、平成13年9月10日の昭和の町オープニングからでございます。この年の観光客数は年間2万5,712人となっております。翌平成14年10月に昭和ロマン蔵がオープンし、年間観光客数が8万5,288人となりました。この頃から新聞・雑誌及びテレビ・ラジオ、マスコミ各社の番組等に取り上げられ、全国的に知名度が高まったことから、急激に観光客が増加し始め、平成15年には20万人を突破し、平成16年は24万9,392人、平成17年は25万9,647人、平成18年は27万5,260人と順調に増え続けまして、平成19年には昭和の夢町三丁目館のオープンや昭和の日の制定などもあり、ついに30万人を突破し、36万1,320人となりました。

しかしながら、平成20年になりますと、世界的な原油高に伴うガソリン等の燃料価格の高騰、それから秋口に発生いたしました世界的な経済不況の影響、こういったものを受けまして全国的に観光客が激減し、県内の観光地も大きく影響を受ける中、昭和の町におきましては、何とか前年対比15パーセント減の30万6,844人ととどまることができ、健闘したのではないかと考えております。

本年に入りまして、この景気低迷の影響は今年の春先まで続きました。その後回復を始め、7月には昭和の町に待望のボンネットバスが導入され、体験乗車が大人気を博していること、それから、9月下旬に大型連休等の影響もありまして、最終的には昨年に比較しますと5、6パーセント程度は増加が期待できるものというふうに思っております。

次に、昭和の町の運営状況についてお答えします。

まず、昭和の町にお越しいたきます観光客に負担いただく部分、大型バスの駐車料金は平成15年

度から、ご案内人の料金は平成18年度からそれぞれ徴収を始めまして、現在まで運用しているところでございます。

これらの料金体系につきましては、まちづくりのトータル的なシステムに含め、その導入までに若干の経過がございますので、改めてご説明させていただきます。

昭和の町の取り組みを始めたちょうど4年目の平成16年になりますが、この頃関係者の中で大きな課題が上がっていました。と申しますのも、その前年の平成15年に観光客が約20万人と急激に伸びたことから、急増する観光客に対応する組織、そして持続可能なシステムを早急に構築することが求められていました。団体客が急増することにより、例えば、予約システムの構築、その業務に携わる者の人件費、パンフレットの経費、こういった訪れた観光客にもう一度お越しいただくためのしっかりした対応をとるためには、一定の経費がかかります。それまでは国、県の補助事業をうまく活用しながら、商工会議所を中心にやってまいりましたけれども、それにも限界がありまして、このままで行くと、その経費の負担をどこかに求めなければ、観光客が増加すればするほど経費負担が増加するという流れになっていました。

こうした中、いろいろな経過を経て現在の料金体系となったところでありまして、また、昭和の町自体のマネジメント組織として、その利益をまちづくりへ還元する豊後高田市観光まちづくり株式会社が平成17年度に設立という経過となったところでございます。

議員ご質問の昭和の町の運営について、地元の声が意見反映される場をということでございますけれども、これまで地元商店主と商工会議所を中心とする、そういった組織がございました。現在ではいろいろな事情の中で開催されていないということで、大変残念な思いでございます。

しかしながら、昭和の町自体、みんなで作くり上げ、そして、これからもつくり続けるものでございますので、私どもとしても、そういった場というのは必要だというふうに認識しております。

これまでも商工会議所で設置されている中心市街地活性化協議会、それから商店街連合会、こういったものの会議に参加させていただきまして意見交換をしておりますけれども、このような既存組織の部分を活用するかどうかも含めて、商工会議所と協議

12月9日

してまいりたいと考えていますので、よろしくお願
いいたします。

議長（篤海政幸君） 市参事兼企画情報課長中嶋
栄治君。

市参事兼企画情報課長（中嶋栄治君） 乗合タク
シーについてお答えをいたします。

市民乗合タクシーは、路線バスの廃止とあわせ、
路線バスのなかった地域におきましても、高齢者等
の方々の通院や買い物などの移動手段を確保し、日
常生活の利便性の向上を図ることを目的に取り組ん
でまいりました。

平成18年10月の試行運行の開始から本年10
月で丸3年が経過をいたしました。この間、運行経
路や便数などの運行形態の見直し、利用料金を30
0円から200円へと引き下げるなど、利用される
方の利便性の向上と負担軽減に努めてきたところで
ございます。

利用者数につきましては、平成18年度下半期に
おきましては8路線8経路で8,938人、平成1
9年度には9路線9経路で2万3,000人、平成
20年度には10路線12経路で2万7,501人
となり、平成21年度上半期におきましても11路
線13経路で1万3,568人と徐々に利用者も増
え、市民乗合タクシー事業が市民の皆様に着して
きたものと考えております。

次に、土曜日・日曜日と祝日が重なる場合や祝日
が連続するような、いわゆる大型連休における運行
の対応についてでございますが、本年5月、9月の
大型連休時について、週1日の運行路線では、運行
日に祝日が重なり、1週間を超えて市民乗合タクシ
ーが利用できない事象も見受けられました。市民乗合
タクシーの運行につきましては、最低週1日以上
の運行をみならずといたしておりますので、祝日等
により一定期間以上の空白期間がある地域につきま
しては、利用者のご意見をお聞きしながら、当日ない
しは前後日も含め、臨時便等の運行について検討し
てまいりたいと考えております。

今後も、先程申し上げましたような本事業の目的
の達成と地域の公共交通としての役割を十分に認識
し、市民の皆様方に親しまれ、安全に安心してご利用
いただける公共交通として事業推進に努めてまい
りたいと考えております。

議長（篤海政幸君） 子育て・健康推進課長安東
道男君。

子育て・健康推進課長（安東道男君） 先程イン

フルエンザの答弁で、高校生の接種開始時期を11
月と申し上げましたが、1月の間違いであります。
訂正いたします。

議長（篤海政幸君） 10番土谷 力君。

10番（土谷 力君） 第1問の政治姿勢につい
てでありますけれども、いままでは全国どこを切っ
ても同じような金太郎あめみたいな状況にあったの
が、簡単に言えば、それぞれの地方自治体で顔が
変わった行政にやっていかなきゃいけない、これが
地域主権だと思います。

また、地域主権ということばは大変難しく、こ
れに対することば自体に問題があるようでございま
すけれども、中央集権の中で地域主権というのは、
どうもおかしいんじゃないかということばもありま
すけれども、とりあえず分権改革という考えに乗っ
ております。

その中でいままで行われていた道州制への移行、
また合併の奨励、これは私の聞いている範囲では、
方向を変えるようでございます。そして小規模都市、
ちょっとこの問題も会議の中で問題がありまして、
ニセコの町長の逢坂誠二さん、この方はいま衆議院
議員をやっておりまして、総務省の大臣の代わりに、
原口大臣の代わりに会議に出席をしておりました。
この人の考え方が総務省の全面的な考え方ではない
と思っておりますけれども、岩手県の小さな村を残して
いく方向で考えたい。だから、先程市長がおっしゃ
られたように、人口規模の小さい都市も、やはりキラ
リと光る都市づくりができるような方向に考えてい
っているのではなからうかなと、これが逢坂誠二さん
の話の中から感じられたことでございます。

それから、感じられたことは、先程言ったように
二元論になっていく、地方議会の議員は、我々は市
民から選ばれて豊後高田市の議会の一員として仕事
をさせていただいておりますけれども、これからは
チェック機能だけではなく、条例制定にかかわる立
法機関としての議会の役割を求められてくるのが地
域主権だと、そういうふうな話を聞いてきました。
大変これは厳しい、いままでの何十年もの中の議会
のありようと変わっていかなくちゃいけないんだな
というふうに感じております。それが地域主権の一つ
の柱だろうと、完全に二つの車で地方自治体を動か
していかなきゃいけないというふうに考えておりま
す。

考えておりますけれども、私個人もまだまだそれ
に対応できる議員かなと考えるときに、まだまだ勉

強しなきゃだめだなと思っております。そういうことをお話をさせていただいて、地域主権というこの方向は、新しい方向ですし、これから諸施策の中で豊後高田市も直面するであろういろんなことに対しては、先程市長の政治姿勢で述べられた方向で我々も頑張っていきたいと思っております。そういう要望をして、1番目の問題は要望でとめます。

2番目につきましては、新型インフルエンザの問題なんですけれども、これ市民の方から、ワクチンの接種の方法で基礎的疾患がある人はワクチン接種ができるということで、その人は糖尿系統の病気だったようですけれども、市内の病院に行ったら、2、3軒断られた、これは報道されていることとちょっと違うな、どういうふうになっているのかな、聞いてみてくれないかということでしたので、再質問の中で基礎的疾患のある人たちのワクチン接種の方法について、もう少し市民にわかりやすくお知らせいただければと思います。

3番目の昭和の町の問題ですけれども、商店街の人たちから、先程言いましたように、運営方法が透明じゃない、公平ではないという声と、これに対しては先程の答弁で、必要な限りそういう集会の場も設けたいし、透明性も確保したいというご回答がありましたので、よしとしますけれども、もう2点ほどありまして、案内人が案内する場合に、商店街で買い物ができない、早く行き過ぎるんで買い物ができない、商店主にとって見れば売れない、これをゆっくり案内してもらえないかという要望がありました。

それと、ボンネットバスについて、やはり運営の中で料金問題は少し考えるべきじゃないか、湯布院に行っても乗合についてはすべて利用料金を出している。高田だけが無料というのはどうかなという意見が市民の方から私のほうに寄せられております。要望で結構ですから、この案内人の案内の仕方、それからボンネットバスの料金問題、これに対して料金を取ったほうがいいんじゃないかという意見が私のところに寄せられているということをお伝えして、要望しておきます。

それから、乗合タクシーの問題ですけれども、3年経って見直す中に、平日、休日が重なった場合に、へんぴなところの利用者は不都合が生じていた。また、土・日の月に1回ぐらい、土・日の1日でもいいから運行してもらえないか。だから、お医者に行くだけではなく、やはり市民の移動手段として大変重宝されているわけですから、運行の日時を検討し

てもらえないかという意見もありましたので、この点、重ねて質問します。

重ねて質問するのがインフルエンザの基礎的疾患の問題と、いま言いました乗合タクシーの運行日の、もう少し拡充はできないかということです。

議長（鴛海政幸君） 子育て・健康推進課長安東道男君。

子育て・健康推進課長（安東道男君） 土谷議員の再質問にお答えいたします。

基礎疾患を有する方の問題でありまして、これらの方々につきましては、その病状の程度に応じて接種ができるかどうかということにつきまして、新型インフルエンザ実施要領により、医師の判断により決められるようになっております。

なお、当初はワクチンの供給量が少なく、ワクチンを管理する県が一律のパーセンテージで医療機関に供給せざるを得なかったということから、希望者全員に接種ができなかったということがあると思っております。

しかし、現在では医療機関の希望数でのワクチン供給量があるようでありまして、各カテゴリーの時期での接種がスムーズに行われているというふうに思っております。

以上でございます。

議長（鴛海政幸君） 市参事兼企画情報課長中嶋栄治君。

市参事兼企画情報課長（中嶋栄治君） 再質問についてお答えを申し上げます。

先程ご答弁を申し上げましたように、市民乗合タクシーの運行につきましては、最低1週間に1日の運行を目指しておりますので、すべての土・日、祝日に運行ができるかということにつきましては、今のところ考えてございません。

先程申し上げましたように、1週間に1日程度の運行がないところにつきましては、やはり確保していきたいということで検討してまいりたいと考えております。

（「終わります」と呼ぶ者あり）

議長（鴛海政幸君） いいですか。

（「はい、終わります」と呼ぶ者あり）

一般質問を続けます。

9番明石光子君。

9番（明石光子君） 9番明石光子でございます。通告に基づきまして一般質問を行います。

まず初めに、政治姿勢についてお尋ねをいたしま

す。

一つ目は、来年度予算編成についてですが、国においては、政府の行政刷新会議による事業仕分けが行われ、95兆円規模に膨らんだ来年度予算概算要求の無駄を洗い出す仕分け作業が先般終了いたしました。事業仕分けそのものについては、今回、国でのやり方こそ違え、国に先駆けて多くの自治体がこれまで実施しており、本市においても行財政の透明性確保や税金の無駄遣い排除など、多くの面で成果を上げております。

しかしながら、このたびの行政刷新会議の結果を見ますと、事業仕分けの対象となった449事業の中で、廃止、見直し、削減、地方移管等々により本市の来年度予算に伴う事業計画にも少なからず影響があるのではと懸念しております。特に新政権が掲げる地域主権の実現に際しては、地方もこれまでのような国任せ、国頼みだけでは生き残れない状況も考えられます。

本市にとっても、事業効果を上げてきたまちづくり交付金等の国庫補助金が廃止され、一括交付金として配分されることになれば、これまで以上にハード面、ソフト面での事業仕分けと財源を有効に使う予算措置が重要だと考えます。来年度の予算編成についてはどのような見解をお持ちでしょうか。

二つ目は、歳入の見通しについてですが、小規模自治体である本市にとって、地方交付税は歳入の中でも45パーセントを占める大きな財源であることはご承知のとおりでございます。

総務省は、交付税は地方にとって心臓部に当たるとして、来年度は増額の予算要求となっておりますが、仕分けの段階で自治体の無駄が指摘され、地方への配分は足りているとの見解が示されました。これにより抜本的な見直しという判定が下されましたが、歳入の根幹をなす地方交付税は、本市の市民福祉サービスを維持するためにも、これまで以上の削減は何としても避けたいところです。市当局としては、現段階でどのような対応をお考えでしょうか、お尋ねをいたします。

それから、豊後高田は、教育のまちとして多くの事業を推進し、これまで目に見える形で効果を上げてきました。関係者の方々のご努力の賜と敬意を表するところでございます。

しかしながら、文部科学省の来年度予算についても、事業仕分けの対象となった予算の一部が廃止または地方移管となりました。例えば、子どもの読書

活動推進事業、放課後子どもプラン、またモデル事業ではありますが、学校ICT活用推進事業等がすべて廃止とされております。ある意味では、教育の基礎となる事業だけに危惧するところですが、本市の宝である子どもたちの教育関連予算については、歳入のいかににかかわらず、確保すべきと考えます。どのような対応をお考えでしょうか。

三つ目は、市税の見込みと今後の対策についてですが、平成20年度の決算によりますと、市税の収入額は20億2,373万円で、市民1人当たりが納めた市税は8万1,972円となっております。監査委員の意見書によりますと、歳入総額に対する収入済額の構成比率は14パーセントで、昨年度より1,342万1,000円の減となっております。景気回復がおくれる中で、市税の見通しも難しいと、厳しいと思われませんが、市税は唯一の自主財源であり、租税の公平な負担の面からも、厳正な対応が望まれるところです。とりわけ収入未済額が1億2,964万1,000円と膨れ上がっていることは、まことに憂慮すべき状況であると思えます。

徴収率向上に向けては、危機意識を持って全庁的な課題として考えなければならない事態だと思われしますが、来年度の市税の見込みと今後の対策についてお尋ねをいたします。

2点目は、無駄ゼロの行政運営についてお伺いをいたします。

かつてない経済の悪化により、市民生活は厳しさを増しております。行政にとっても、緊縮財政を強いられていることは周知のとおりですが、どんな大幅な経費削減等による予算を策定したとしても、本当に無駄はないのか、まだまだ改善の余地はあるのではないかというのが多くの市民感情ではないかと思えます。ましてや、自治体による不正経理や公金の使途不明金問題などは、市民への裏切り行為となります。特に虚偽の請求書を業者から提出させ、架空取引でプール金を捻出する不正経理が、今回対象となった全自治体で見つかり、内部調査も含めれば、総額70億円の不正が発覚しております。

大分県内でも11月に不正経理や使途不明金の問題が起きております。本市では、このような不正経理は当然ないと確信していますが、綱紀粛正の面からどのような徹底を図られているのか、お伺いいたします。

それから、全庁的な無駄削減については、何よりも大切なのは、職員の改革意識の醸成であると考え

まず、職員が危機意識やコスト意識を持って常に業務改善に取り組むことこそ、市民が求める姿ではないかと思えます。職員意識の醸成についてはどのような取り組みをされているのでしょうか。

次は、行政改革についてですが、行政のスリム化を目指し、平成17年度から5ヶ年計画で取り組んできた豊後高田市行政改革大綱及び行政改革実施計画が本年度で完了となります。目標額21億1,230万円、81項目の改革を掲げての行革には、これまで大変なご苦労もあったことと推察いたします。これまでも項目によってはすでに目標を上回る成果を上げており、特に民間の関係者のご協力をいただき、市長を始め、職員の皆さんが英知を結集して、また身を削って改革に取り組んできた結果であろうと高く評価をしているところでもございます。年度末まではまだまだ期間もありますが、目標達成の見通しと次期行革の計画についてお尋ねをいたします。

3点目は、小児科の医療体制についてお伺いいたします。

乳幼児を抱える家庭にとって、市内に小児科の先生がいなかったことが子育ての大きな不安につながっております。このことは本年6月定例会でも質問をいたしました。その際、市長からは、大分大学を始め、関係機関にあらゆる手を尽くしてお願いをしているとのお答弁をいただきました。その後の進展状況についてお聞かせいただきたいと思えます。

次に、過疎問題について2点お尋ねをいたします。

一つは、過疎対策についてですが、かつて2007年問題とも言われた団塊世代の退職者を対象に、過疎化が進む自治体で田舎暮らしを提唱する取り組みが始まりました。本市でも、都市に住んでいる団塊世代の方々にアンケート調査等を実施した経過がありますが、その後の成果があれば、お聞かせいただきたいと思えます。

二つ目は、空き家対策についてです。

2008年10月時点の総務省の調査によりますと、全国で空き家は756万戸に達し、総住宅数の13パーセントを占めていると報告されております。このように、近年増え続ける空き家対策は、地方の自治体にとって大きな課題となっております。

本市においても、空き家バンク事業を実施していますが、事業効果についてはどのような見解をお持ちでしょうか。先般、売り家としてバンクに登録されている空き家を見させてもらったという方から、やはり残された家財道具の多さと改修面で考えさせ

られたというご意見も伺っております。適当な空き家があれば本市に住みたいと希望する人たちに情報を提供する以上、当面する課題に対し、改善策も必要ではないかと思われれます。

そこで、お尋ねをしたいのは、平成18年度の開始から何件の契約が成立しているのか。また、現在情報開示されている物件は何件くらいあるのでしょうか。過疎化が進む全国の自治体の中には、先進的な取り組みをして成果を上げているところもあります。

例えば、島根県雲南市では、当市への移住を目的に空き家に入居する場合、改修費の一部を助成する空き家改修助成制度を実施しております。事業開始から昨年度までの4年間で100世帯が空き家に入居しております。もちろん受け入れをする地域が自主組織を発足させ、自助・共助・公助の観点に立って、総合力で複合的な取り組みをした成果であろうと判断をいたしますが、本市においても、こうした支援制度を設けてはと思えますが、移住希望者のニーズにこたえられる空き家バンク事業に、今後どのように取り組んでいくのか、あわせてお尋ねをいたします。

最後に、がん検診の無料クーポン券による受診率の進捗状況についてお伺いをいたします。

女性特有のがん検診に対し、本年5月、国の支援事業として、一定の年齢に達した女性を対象に、無料のクーポン券が配布されることとなりました。この件につきましても、先の6月定例会で質問をいたしました。今回の事業開始に当たって、無料クーポン券が配布された対象者はそれぞれ何名で、受診された方が11月末現在何名、受診率は何パーセントと把握されているのでしょうか。また、受診体制についてはどのような形をとられているのか、お伺いいたします。

それから、無料クーポン券の有効期限があったと記憶しておりますが、いつまでとなっているのか、あわせてお尋ねをいたします。

以上で初めの質問を終わります。

議長（鴛海政幸君） 市長永松博文君。

市長（永松博文君） 私からは、政治姿勢についての内の、まず来年度予算編成についてお答えをいたします。

本市の財政事情につきましては、平成20年度の決算における財政の硬直度を示す経常収支比率におきましては96.1パーセント、公債費の適正度を

12月9日

示す実質公債費比率におきましては16.6パーセントと高い状況でございます。

しかしながら、現在が市の基盤を築く一番大事なときであると思っております。そういう面では、地域振興策なくして今後の市の発展は見込めないと、そう思っているところでございます。そういう面で経常収支比率も100を超えない程度に、そしてまた実質公債費比率も18を超えないように、そういうことに気を付けながら、定住対策、産業振興、雇用対策等の地域振興において、基金の取り崩しも視野に入れながら、過疎対策事業債及び合併特例債など、この有利な起債が活用できる期間内に事業の選択と集中を行いながら積極的に予算の配分をしたいと、そういうふうに考えておるところでございます。

また、火葬場、消防庁舎、図書館、市庁舎、そしてまた、ごみ処理施設などの老朽化した公共施設の建て替えが予定されていますことから、先程言いましたように、そういう指数については充分注意しながら、計画的に事業実施に対し健全な財政運営を行っていかなければならないと、そういうふうに考えているところでございます。

このような状況の中で、政府の行政刷新会議における事業仕分けにより、私どもが一番大事にしておりましたまちづくり交付金などは地方移管と判定をされました。補助金の一括交付金化についても、先程土谷議員にご答弁したとおりで、普通の公共団体であれば嬉しいことであるんですけども、私どもとしてはちょっと辛いなという気がいたしております。そういう面で補助事業を活用して積極的に事業を取り組んで、これからも何とか補助事業のある間に取り組んでいきたいと、そういう気持ちでございます。そういう面では、配分が大幅に減少し、今後の事業実施に支障を来すことはあり得るなという危惧をしておるところでございます。

しかしながら、一括交付金の財源分配のフレーム、また具体的な指数判定は明らかにされておりませんので、先程も申し上げました、そういうふうなことも要望にしながらやっていき、また来年度予算についてどれくらいの影響があるのかということも、現在予測がついておりませんが、できるだけ積極財政をしていきたいと、そういうふうに考えておるところでございます。

次に、歳入の見通しでございますが、地方交付税につきましては、総務省が概算要求で約1兆円の増

額要求をしているところでございます。

しかしながら、地方税の減収によりまして、いままでも不交付団体であったところが交付団体になるということになりますと、果たして我々のところまでその1兆円が来るのかということになりますと、頭をかしげなければならぬだろうと思っておるところでございます。その上に地方再生対策費の措置が21年度で終わるということでもあります。そういう面で、本市においてはそのまま地方交付税がどうしても減少する可能性のほうが強いのではないかと、そういうふうに考えているところでございます。

どちらにしましても、国の総務、財務両省庁間の折衝がどうなってくるかというのを期待しているところでございます。

それから、市税についてでございますけども、法人市民税は、景気低迷によりまして、私どもがもくろんでおりました企業からの法人税というものはなかなかうまくいかなくて、やはり減収を見込まざるを得ないということでございます。

しかしながら、進出企業の固定資産税、これはもう伸びことは事実でございますし、それと同時に、私ども旧豊後高田市においては国土調査をしております、そして、その国土調査をした中で面積が見直されたものについてはまだ課税をしておりません。そういう面でほとんど国土調査も終わりましたし、それと同時に、真玉、香々地が国土調査の状況で固定資産税を課税しておりますので、来年からはそういうものもやっていこうと、そういうふうに思っておるところでございます。そういう面では、本年度と同じぐらいの税収は確保できるのではないかと、そう期待しておるところでございます。

どちらにしましても、私どもの自主財源は非常に低いことでありますので、今後も課税対象の適正な把握とそういうもので課税に努め、また滞納者に対する法的措置の適正化、滞納整理を行い、収納率の向上に取り組みながら自主財源の確保に努めてまいりたいと思っておるところでございます。

以上のように、歳入は非常に厳しい見通しになっておりますが、議員お尋ねの教育関係の事業につきましては、教育のまちづくりを推進していく上で欠かせないことでありますので、乏しい自主財源を補うためにも、行政改革でおかげさまで基金も積むことができました。その基金を取り崩してでも、国、そしてまた国・県の補助金を何とか活用して事業は推進していきたいと思っておるところでございます。

次に、行政改革に関するご質問にお答えいたします。

これまでの行政改革の成果と今後の取り組みについてでございます。合併後、本市が直面する厳しい行財政状況の中で、少子・高齢化問題を始め、深刻なる環境問題への対応、多様化する住民ニーズ、生活基盤の整備など、新しい行政課題に的確にこたえていくためには、行政改革に取り組みながらも、健全な財政基盤を確立することが不可欠であると、そういう認識の下に、平成17年度から5ヶ年間で、民間委託または民間移譲の推進、そしてまた、地方公営企業の経営健全化、職員の定数管理の適正、給与のカット等、81項目の改革によりまして21億1,230万円の目標、財政効果と職員77名の純減を数値目標に掲げまして、豊後高田市行政改革大綱及び実施計画を策定いたしまして鋭意取り組みを進めてきたところでございます。

その結果、平成20年度までの4年間の実施効果額の総額は20億4,100万円となっております。5年間全体の数値目標に対する進捗率は96.6パーセントと順調に効果は上がっておるとしております。最終年度の本年度末には、全体の目標数値である21億1,230万を上回るものとおっております。

本行政改革の推進に当たりまして、議員の皆さん方の、そしてまた市民の皆さん方のご理解とご協力をいただいたことに対しましては、改めて感謝をいたす次第でございます。おかげさまで基金の取り崩しをしましたが、この期間、交付税も増えてまいりました。そういうことも入れまして、この期間で約20億の基金が増加をさせていただいた。そういうことでは非常にありがたいとおっております。

しかしながら、先程も申し上げましたように、不透明感が増すこの経済情勢、これがやっぱり一番大変でありますし、また政権交代という劇的なものもございます。そういう面でこれからの財政運営というものは、引き続き不透明である、厳しいと言わざるを得ないのではないかと、そうおっておりますので、行政改革に取り組む前提として、将来にわたって安定した行財政基盤を構築していかなければならないと、そういうふうにお考えしております。

しかしながら、行政改革は、あくまでも市民一人ひとりが心豊かに、そしてまた心温かく暮らせるまちづくりを実現するためのものでもございまして、そ

の行政改革は目的ではないと、そう考えております。そういう面では大きな見直しに踏み切ることになれば、市民の皆さん方に大変な心配、ご迷惑をおかけすることになりますので、そういうものはいろんな情勢を見極めながらやっていきたいと思っております。

あわせまして、行政改革の基本となる歳入歳出双方の両面から見直して、厳しく見直しを進めながらも、選択と集中を一層徹底することによって、私を始め、職員一人ひとりが危機意識と改革意識を持って全職場ぐるみで業務改善を努めれば、まだまだいろいろやることはあるのではないかと、そういうふうに期待しているところでございます。

このような姿勢を基本にしまして、今後の取り組みの方針につきましては、計画の進行管理を徹底し、その達成度合を厳しく検証するとともに、計画の前倒しをさらなる民間活力の導入も視野に入れながら、なお一層の行政改革に取り組んでまいりたいと考えております。

また、次年度以降の第2次行政改革につきましては、私が目指します「一人ひとり夢のあるまち豊後高田」の創造の実現に向けて、その下支えとなる行財政基盤の構築が必要不可欠でありますから、平成22年度から平成24年度までの3年間を視野に入れ、行財政運営の羅針盤としての次期行政改革計画を策定して、事務事業等の点検と見直しを継続してまいりたいと、そういうふうにお考えしております。

しかしながら、先程も申し上げましたように、市民サービスをする分野、それからまた地域振興における定住対策、産業振興、雇用対策などの事業におきましては、積極的に取り組まなければならないものとお考えしております。

今後とも議員の皆さん方を始め、市民の皆さんのご理解、ご協力を賜りますようお願いする次第でございます。

次に、小児科の医療体制についてでございます。

近年、全国的に医師不足が社会問題化し、ことに小児科医師については、地域による偏在化が顕著となっておりますということでございまして、小さなお子さんを抱える家庭にとりましては、地域の小児科医の存在は大変大きく、私ども本年4月から市内の小児科医の方が高齢だということの中で引退をされました。非常に残念でありますけれども、しかしながら、これは本人のことでありますので、やむを得な

12月9日

いもんだと思っているところでございます。

そういうことで、そのお辞めになるということ、うわさを聞きましたんで、早速この高田の医師会長さんと話をしまして、何とか医師会に対応してもらいたいという話をさせていただきました。医師会のほうも何とかやろうということの中で、医師会長さんが大分大学医学部、そしてまた県のほうに、私も一緒に何遍も参りましたし、そういうことの中で大分大学医学部にいたしましても、市の医師会、そしてまた行政との熱意にほれたということも言っていたきまして、非常に感謝している次第でございます。そういう面で、大分大学医学部からは、小児科の医師派遣をしようというお返事をいただきました。これは県に言わせますと、非常に早いご返事だったということでございます。

そこで、小児科医の外来施設について、医師会で協議していただいた中で、中央病院さんの中でもらおうということで、そういうことで私も、そうならば、また病院の改造もあるわけでございますけれども、お願いしましたところ、いま現在改造をしているところだと思っております。

そういう面で、これは少なくともそういうことの中で、ただ当面は週1回ということでありまして、なかなか難しいようでありまして。話を聞きますと、週1回でも小児科の専門家がおるということは非常に大事だということで、そしてまた、状況によりできるだけ早い機会にその回数も増やしてくれるということでありまして。

そういう面では幸いなことに、この豊後高田から医学部の小児科に先生で行っておられる方もあるという、非常にそういうような助けもあります。そういうことの中で、できるだけ早く小児科医を常駐するように努力をしてくれるというふうにお約束をしていただきました。そういう面では、大分大学、そしてまた県も随分あと押しをしていただきました。そういう面で、私どもは早くそういう体制を整え、そしてまた、そういうような、お待ちしているという準備体制を大学また県に示すことによって、またそれが早くなることもあり得ると思っております。

そういう面で医師会と手を取り合って、全力を挙げて、この定住対策には欠くことのできない小児科医の常駐ということに向かって進めていきたいと、そう思っているところでございます。

私は以上でございます。他の質問につきましては、担当課長に答弁させますので、よろしくお願いま

す。

議長（篤海政幸君） 総務課長 栗原茂彦君。

総務課長（栗原茂彦君） 明石議員の無駄ゼロの行政運営に関するご質問にお答えいたします。

まず初めに、先程市長よりご答弁申し上げました行政改革の基本方針に基づきましての大綱の策定と具体的な取組内容についてお答えいたします。

第2次の行政改革大綱及び実施計画策定に当たった基本的な考え方といたしましては、現行計画の見直し、手直しのなものを基本として、それに新たな革項目を加えた形で策定していくものとしております。

なお、各職場からは、ボトムアップで意見を求めるなど、すべての職員の創造と英知を結集し、共通認識を持つ中で策定し、その推進に当たっているところでございます。

具体的な取組内容でございますが、本年6月から現行計画の検証に着手し、見直し、継続を含め、担当課と協議を進めてまいりました。10月からは事務事業の見直しにより事務事業の省力化、効率化を図るため、全職場の全業務の棚卸し作業を実施し、市民に対するサービスの提供やその他公共の利益の増進に資する業務として行う必要のないもの、その他民間が担うことができるものについては、廃止も含め、民営化、民間譲渡、民間委託等の措置を講ずることとし、また日常の業務において、市民サービスに影響が出ない業務については廃止、提携業務についてはマニュアルの作成を義務づけるなどの観点から、総点検を行ったところでございます。

また同時に、歳入確保の継続として、現行の歳入確保策を継続しつつ、新たな取り組みの検証を行い、実施するため、全職場へ検討を求めたところでございます。

さらには、総人件費改革として、定員の純減に当たっては、事務事業の整理及び組織機構の見直しとあわせ、検討を現在行っているところでございます。

また、給与の適正化に向けた取り組みといたしましては、職員の給与構造の見直しにより、これまで以上に職務、職責に応じた級別職務分類となるように見直し、年功的な給与上昇の抑制を図るため、職員組合に申し入れを行っているところでございます。

その後、点検、検討内容について、副市長より全職場の所属長からのヒアリングを実施したところでございます。その後、市長協議を経て、現段階での次期行革項目といたしましては、民間委託等の推進

を始め、指定管理者制度の活用、定員管理の適正化、給与構造の見直し、経費削減合理化策、歳入確保策など、継続審議を含め、約30項目の素案が出ているところでございます。

この結果を踏まえ、11月末に第1回の推進本部会議を開催したところでございます。今後さらに審議を重ね、実効ある計画となるように努力し、2月中旬には成案を作成しまして、3月上旬、議員の皆様方へお示しをし、ご理解とご協力を賜りたいと考えておりますので、何とぞよろしくお願ひいたします。

次に、公金の不適正な経理処理等に対する職員への指導及び周知等の取り組みについてでございますが、議員ご指摘のように、昨今、自治体において公金の取り扱いの重要性に対する認識が欠如していたことから、不適正な経理処理が行われるなど、極めて重大な不祥事が発生しています。かかる不祥事は、市民に対し、公金の出納管理に重大な疑念を抱かせるとともに、信頼を著しく損なう結果となっております。

本市における公金の取り扱いについては、その重要性にかんがみ、服務規律の徹底を図るため、定例課長会や電子掲示板などによりまして機会あるごとに注意を喚起し、適正な取り扱いと管理を求めてきたところでございます。

今後とも、服務規律を厳正に遵守することはもちろんのこと、事務処理体制につきましても、チェック機能が充分働き、事故発生が未然に防止できるよう努め、全体の奉仕者である公務員として、市民の信頼を裏切ることのないよう徹底を図ってまいらなければならないと考えております。

次に、行政の無駄を省く業務改善についてお答えします。

議員ご指摘のように、厳しい財政状況の中、今後さらに予算の効率化、合理化を進めるためには、予算編成のみならず、全職員がコスト意識を常に持ち、日常の事務事業の執行においても経費節減に努力する必要がありますと考えております。

したがいまして、こうした考えの下、職員提案制度として現在行っております本市の取組内容といたしまして、事務改善提案ステップアップ運動と合併初年度より実施しておりますEワーク活動の二つを柱といたしまして、職員の意欲と創意工夫に基づく主体的な提案と活動により、行政コストの効率化を実現しつつ、行政サービスの品質を継続的に改善、

向上することを目的として取り組んでいるところでございます。また、この取り組みに応答しまして、政策議論、人材育成の場として職員意識の醸成を図っているところであります。

これまでの取組状況でございますが、二つの柱の一つであります事務改善提案ステップアップ運動は、業務課題の改善提案や市民サービスの向上に役立つ提案を各課各係及び個人より毎年募りまして、審査会で採用された中から優秀な提案については、豊後高田市業務改善の提案に関する規程によりまして褒賞するものでございます。

これまでの実績といたしましては、平成17年度、42提案に対し、採用20提案、平成18年度、66提案に対し、採用39提案、平成19年度、56提案に対し、採用26提案、平成20年度、67提案に対しまして、採用23提案、本年度におきましては、47提案に対して、採用24提案、5年間で提案総数が278提案で、採用総数120提案となっております。

提案内容の一部をご紹介しますと、督促状の様式統一及び一括発注、それから広告入り封筒の導入・活用、加除式図書の整理・解約、各排水機場の電気料見直しによる経費の節減、緑のカーテン、それから備品台帳の様式変更、そして今年度提案ありました母子健康手帳の交付窓口の変更、いままで市民課でありましたが、これは子育て・健康推進課のほうで一元的にやりたいと思っております、などが提案されたところでございます。

次に、もう一つの柱でありますEワーク活動についてでございますが、市長の発案によりまして、職場の垣根を越えた政策議論の場として、毎年各担当課が政策実現に向けた研究テーマを設定しまして、基本はEメールによるネットワークを活用し、自由参加、指名参加制を設けまして、聞きたい職員に意見を聞くことができ、提案したい職員は、その意欲を反映し、意見を述べるができる仕組みになっています。このEワーク活動は、政策実現に向けた補完的な取組過程において、行政課題や住民ニーズを把握することで職員の対応、能力形成など人材育成の面も兼ねそろえているところでございます。

これまでの実績といたしましては、平成17年度の研究テーマ、9テーマに対し参加職員数407人、平成18年度の研究テーマ、15テーマに対し参加職員数383人、平成19年度の研究テーマ、15テーマに対しまして参加職員数377人、平成20

12月9日

年度の研究テーマ、10テーマに対して参加職員数132人、本年度は研究テーマ、7テーマであります。現在、取り組みを実施しているところでございます。

5年間の研究テーマ総数は56テーマで、研究内容の一部をご紹介いたしますと、定住施策、昭和の町の魅力づくり、ごみゼロ運動、効果的・効率的な財政運営、教育のまちづくり、ふるさと納税の促進策、子育て支援の環境づくりなどがございました。今後ともこれらの活動を継続し、市民福祉の向上を念頭に置きながら、効率的な行政コストによる行政サービスの品質向上に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（鴛海政幸君） 市参事兼企画情報課長中嶋栄治君。

市参事兼企画情報課長（中嶋栄治君） 過疎対策についてお答えいたします。

総人口の減少、特に地方における少子・高齢化の進展、過疎化の進行は大きな問題となっております。

このような中、団塊世代の大量退職に伴う新たなニーズとして、ふるさと回帰や田舎暮らしなど、地方に新たな生活の場所を求める都市住民が注目をされており、本市といたしましても、外部からの人材誘致を目的に、平成18年6月に市出身者で都市に在住されている団塊の世代の方へ、定年帰郷等に関するアンケート調査を実施いたしました。しかしながら、発送対象者の14パーセントほどの回答しかいただけず、帰郷したい、条件次第では帰郷するなどの回答は、回答をいただいた方の中で16パーセント、発送対象者全体で見ますと約2パーセントと、大変少数意見でございました。

しかしながら、都市圏には、出身の方のみならず、多くの移住希望者の方もいらっしゃることから、平成18年度より空き家バンクや定住支援サイトの開設などの情報発信体制を整備するとともに、御所園団地や犬田団地など定住団地の整備・販売も実施をまいりました。最近では、豊後高田市住みよいまちづくり懇話会、真玉地区移住者懇話会などを開催し、各種施策の検討を行っているところでございます。

さらに、大分県と関係市町村において設置をされましたふるさと大分回帰推進連絡会議においても、相談窓口の設置やインターネットでの情報発信などを共同して取り組みながら、UIJターンなどの移

住希望者の人材誘致を積極的に取り組んでまいります。

次に、空き家対策についてお答えをいたします。

本市の空き家バンク事業につきましては、平成18年の9月から会員相互の情報提供を開始をし、これまで18件の相互契約が成立をいたしております。

現在、空き家バンクとして情報開示をいたしております10件の物件につきましては、老朽化の進んだ物件が多く、新たな物件の登録も少ないため、移住希望者からの問い合わせなどは多いものの、契約の成立に至らない場合が多くなっているところでございます。

このため、市内にある空き家の詳細について把握することが必要であると考えており、本年度、緊急雇用創出事業を取り入れ、空き家実態調査を行っております。

この事業は、市内全域を調査員が直接巡回調査し、その所在、現状写真等を地図上へ記録するもので、これまで空き家バンクに登録を受けた者のほか、新たな空き家の掘り起こしを行うとともに、防犯・防災活動の基礎資料としても有効に活用できるものと考えております。

次に、空き家の有効活用促進のための空き家等改修費用への支援措置につきましては、現に制度のある自治体等の状況や支援の方法などについて研究してまいりたいと考えております。

次に、空き家バンク事業における市の直接的な関与についてでございますが、特にあっせんや賃貸契約等に関しましては、宅地建物取引業法上の制限により扱うことができないこととなっております。

しかしながら、市といたしましては、空き家の利用活用を推進するためには、空き家の所有者と利用者の相互理解、そして地域の方々のご協力をいただきながら、利用者のニーズに即したより詳細な情報提供など、今後も引き続き空き家バンクの内容充実にも努めてまいります。

また、すでに開設している定住支援サイト等を最大限に活用し、移住希望者のニーズに即したより広範な定住情報を戦略的に発信する体制を強化してまいりたいと考えております。

あわせて、今後の定住対策につきましては、議会に設置をいただきました定住対策等特別委員会におきましても、研究や議論をいただきながら進めてまいりたいと考えておりますので、ご協力をいただきますようお願いを申し上げます。

議長（鴛海政幸君） 子育て・健康推進課長安東道男君。

子育て・健康推進課長（安東道男君） がん検診の無料クーポン券配布による受診率の進捗状況についてお答えします。

今年度、国の1次補正予算を受け、女性特有のがんである子宮がん及び乳がんの検診事業を実施いたしました。

子宮がんは、20歳から40歳までの5歳刻み、乳がんは40歳から60歳までの5歳刻みの年齢の方を対象に、検診費用無料のクーポン券を交付し、受診を促すことにより、疾病の早期発見、早期治療を目的とするものであります。

この事業の対象者数ですが、子宮がん対象者545名、乳がん対象者822名の延べ人員1,367名であります。受診者数は11月末現在で、子宮がん78名、乳がん188名で、受診率は子宮がん検診が14.3パーセント、乳がん検診が22.8パーセントでございます。

受診体制といたしましては、例年実施しております地区の公民館等でのがん検診、真玉、香々地の保健センター、花いろで実施する総合健診、別府の厚生連健康管理センター、宇佐高田地域成人病検診センターに委託して実施する施設検診がございます。

また、クーポン券の対象の方が受診しやすいように、他の検診センターや医療機関でも受診できるよう、県全体での相互乗入制度による検診体制の整備を行いました。

さらに、市内で検診ができる医療機関として、乳がんは高田中央病院、子宮がんは鴛海医院にお願いしまして、予約制による検診を実施してまいりました。

クーポン券の発送が8月上旬となったため、すでに地域の公民館等で行われた、がん検診を受けておられた対象者が、乳がん、子宮がん両方合わせて65名おられましたので、その方へは償還払いにより自己負担分を返却いたしました。

現時点での受診率は少し低いですが、クーポン券によるがん検診の受診勧奨及び自己負担金無料での検診ということで、若い方にも検診に対する関心を持っていただけたのではないかと考えております。

クーポン券の有効期限が22年、来年1月末までとなっておりますので、今後は未受診の方への広報として、市報やケーブルテレビ、また告知端末等を通じ、受診勧奨をしていきたいと考えております。

この事業は、今年度限りになるかと思われませんが、がん検診受診に対する普及啓発は重要事業と位置づけ、今後は健康増進事業の中におけるがん対策事業として、特に若年者への検診受診についての普及啓発にも重点的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（鴛海政幸君） 9番明石光子君。

9番（明石光子君） ただ今明解なご答弁をいただきましたので、特に再質問はございません。

ただ、小児科の先生が確保できたということで、子育ての保護者にとってはまず一安心ではなからうかと思っております。一日も早い開院を希望いたしまして質問を終わります。

以上でございます。

議長（鴛海政幸君） 一般質問を続けます。

1番近藤紀男君。

1番（近藤紀男君） 議席番号1番の近藤紀男です。通告に基づき一般質問を行います。

まず初めに、来年度の当初予算編成についてであります。ただ今明石議員から同様な質問がありましたので、事業仕分けによる本市当初予算編成への影響、そしてまた基本的な方針は割愛いたしますが、改めて1点だけお尋ねしたいと思います。

当初予算編成に際しましては、さまざまな事業に優先度のランクづけ等があるかと思えます。先程市長のご答弁で触れられておりましたけども、国政の状況もさることながら、昨今の厳しい経済情勢の中でこういった事業を重要視していくのか、また改めてお尋ねしたいと思います。

2点目の質問であります。本市の河川堤防道路の維持管理についてお尋ねをしたいと思います。

河川での事業管轄は、県に依存する部分が大変大きいと思えますが、自治体でも一定の維持管理、責任があるというふうに思っております。市内での堤防道路や河川に面した道路を見てみますと、きれいに草刈りをしている箇所や何年も放置され、竹や木が生い茂った箇所等々さまざまあります。

そこで、2点お尋ねをいたします。堤防道路の維持管理のための点検はこういった形で行われているのか。2点目は、草刈りや補修等はどのように行われているのか。また、その予算についてはどのようになっているのかをお尋ねをいたします。

続きまして、最後の質問となります。本市の観光案内の表示についてであります。

12月9日

先程、冒頭、土谷議員の観光の問題についても質問がありましたけども、私につきましては、本市を訪れる観光客のより親切な案内の表示についてお尋ねをしたいと思います。

本市では、まちづくり事業を始め、観光面でもこれまでさまざまな事業を展開をしてきております。いま現在では、ご承知のように、中央公園の整備事業や桂橋の架替工事等を行い、本市の観光発展のさらなる充実に向けていま事業を展開しているところでございます。つい先日、12月6日には「昭和の町レトロカー大集合」が開催されておりまして、私も見に行きましたけども、大変にぎわってありまして、昭和の町など本市を訪れる観光客は、先程もありましたが、年間30万人を超えております。また、行楽シーズンにもなりますと、マイカーで訪れる観光客も多く見られます。

こうした本市を訪れた方々が、昭和の町等への侵入口、駐車場がわからず、国道213号線沿いのガソリンスタンドやコンビニ等でよく道を尋ねられるとお聞きをしております。行楽シーズンにもなりますと、こうした立ち寄りやすい店舗に1日に数名、多いときで6、7名ぐらい道を尋ねられるというふうに聞いております。

国道10号線から213号線に入ります宇佐駅の先の本市の侵入口には、確かに大きな看板、いまでは「ホーランエンヤ」の大きな看板と「昭和の町まで4キロ」との看板が設置されておりますが、昭和の町近くまで来ますと、どこを曲がれば、右折すればいいのか、ただ今申し上げましたように、わかりにくいと思っております。中央病院の交差点付近まで来ることができれば問題ないと思っておりますが、昭和の町の侵入口に当たる新地交差点付近での案内表示は、中核工業団地や美和工業団地、空港方面だけの表示、また長洲方面からでも富貴寺、両子寺、長崎鼻等の案内表示はありまして、昭和の町の侵入口の表示は見当たりません。

そこで、お尋ねをいたします。観光案内の表示、看板等の設置はどのようにされているのか。そしてまた、本市の玄関口に当たる新地交差点付近に、昭和の町侵入口等の観光案内の表示看板が必要ではないかと考えますが、見解をお尋ねをいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

議長（篤海政幸君） 市長永松博文君。

市長（永松博文君） 来年度当初予算編成に関するご質問でありますけれども、関連がありますので、

土谷議員、明石議員にもご答弁したと重なるかもしれませんが、答弁させていただきます。

地方交付税の話になりますけれども、先程申しましたように、総務省は1兆円の増額要求をしているけれども、果たして我々にそこまで来るかどうかということは、非常に不安であるということと、もう一つは、地方再生対策費の交付税は減るということでもあります。

それと、もう一つ影響が出ますのは、揮発油税などの暫定税率が廃止された場合、どうなるかということでございますけれども、多分これに私どもの場合、地方譲与税、それから自動車取得交付税等を合わせますと1億円ぐらいの減になるんじゃないか、そういうふうなことで、そういう面では非常に厳しいなあというのも一つであります。

それと同時に、もう一つは、まちづくり交付金の話でありますけども、仕分けの対象には入っていませんけども、私どものいま、桂橋と中央公園というのがまちづくり交付金と過疎債を行っております。これは運よく何とかぐり抜けるのかなという、過疎債にしましても3年だろうと言われておりますから、来年はまだあるんじゃないかと。それと同時に、まちづくり交付金も、なんぼ言ったって、橋が途中になっていて、それを削るということはないんじゃないかと。そういう面ではいいときにしたなということをつくづく思っているところでございます。そういう面で、いままでの補助金でいただいている計上部分というのは何とか行けるんじゃないかと思っております。

それから、これから何をしていくかということ、どうしてもやはり定住対策、それから産業振興、雇用対策という、この三つであります。その面につきましては、何としてでもそういうことの中でやっていかなければならんと思えますし、また、私どもいま当面していますのは、皆さんのおかげで何とかできるようになりました火葬場をつくること、そしてまた消防庁舎はいまかかっております。それから、先程申しました桂橋、中央公園ということもありますし、それに図書館もやらせていただこうということで、こういう面ではハード面が目白押しでありますし、他の市がもう少し前からやったのは、うちが少し慎重過ぎたかなということもありますけれども、ただ、やはりこれは過疎債と合併債がある時期の間にしておかなきゃならんだろうと、そういう気持ちであります。そういう面で先程経常収支比率は10

0を超えちゃ、これは赤信号ですので、どうにもなりませんけども、90台で何とか行くように頑張ろうと思っていますし、財政課に聞きますと、実質公債費比率もそんなにこれをしたところで18まで行くことはあり得ないということでありますので、どうせある时期的なもんですから、これを除きさえすれば何とか行けるわけですので、そのものはやっていくということで。補助金があるものは何とかして補助金を取りながら、どうしても我々がやらなきゃならん分、そしてまた、この定住対策とか産業振興とかいうものについては、一般財源、先程申しました基金を取り崩してもやっていきたい。ただ、やはりこれは規模はいままで国と県の金でやっていたものが、自分とだけ金になるんですけど、これはもうほんのわずかですので、これについては、やはり規模を縮小してやらなくちゃならんだろうと。

それと同時に、早く景気がよくなって、やはり国や県に頼るものじゃなくて、市民税がどうして上がってもらうか。だから、そういう面では中核工業団地の企業さんたちが元気になって法人税をうんと納めてくれるような、そういうものを祈りながら、景気がよくなることの施策を国にしていだいて、その恩恵を被りたいと思っています。そういうことの中で、定住対策、産業振興、雇用対策、これを重点的にやっていきたいと思っています。

そのほかにつきましては、担当課長に答弁させます。

以上です。

議長（篤海政幸君） 建設課長野村信隆君。

建設課長（野村信隆君） 河川堤防道路の維持管理についてお答えいたします。

河川法面の草刈り等につきましては、河川愛護デーの美化活動や五月祭・マラソン大会の直前の清掃で一部実施しているところでありますが、竹や雑木の除去まではできていないのが現状であります。

なお、堤防道路につきましては、道路敷のみの管理となっているのが現状であり、道路脇の草刈り等につきましては、地元の皆さんに協力をいただいているところであります。

しかしながら、議員の言われるように、過疎、高齢化が進む中、これらの作業に地元だけでは対応できていない地域も出ていることも事実であります。特に河川法面の場合は、作業に危険が伴う上、雑木や木を切ったあとの処分費も必要なため、対応に苦慮されていることと思います。

今後とも地元の関係者の協力をいただきながら、処理できない箇所につきましては、雑木等の処分も含め、県にも要望してまいりたいというふうに思っております。

なお、その他の市道の草刈り等につきましては、これまでどおり集落間の長い区間につきましては、市が実施いたします。それから、集落周辺部の幹線道路につきましては、今年7月に創設いたしました市道清掃褒賞金の制度を活用してもらいたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

議長（篤海政幸君） 商工観光課長佐藤之則君。

商工観光課長（佐藤之則君） 観光案内板の設置についてお答えします。

全国的に観光の形態が団体主体から個人主体へと移行する流れが続いている中、また公共交通機関に乏しく、マイカーによる観光客が主体の本市にとって、道路沿いに設置している観光案内板の果たす役割は大変大きいものと思われま。

特に観光案内板の内、道路案内の看板につきましては、道路内に設置することが最も望ましいと思われまますが、近年、景観的な観点から、国道、県道の敷地内には観光案内板の設置が極めて困難な状況となっております。

このため、観光案内板の設置に当たっては、道路に隣接する土地、建物の所有者のご協力をいただき整備してきたところでございます。

次に、新地交差点付近における昭和の町への案内看板の設置についてでございますが、ご指摘のとおり、新地交差点につきましては、昭和の町案内の要衝でございまして、当初から何とか案内板の設置ができないかと、県など関係機関と幾度となく協議してまいりました。

しかしながら、すでに多くの道路標識、観光案内板が設置されており、これ以上の設置は困難であるとの回答を受けまして、その後、商工会議所と一緒に周辺の商店にご協力をお願いいたしまして、現状の案内板を設置させていただいている状況でございます。

議員ご指摘のように、現状では、訪れた観光客の皆様方が認識しにくい状況にあるという声があるのも事実でございますので、再度新地交差点付近にドライバーから認識しやすい観光案内板の整備を検討しているところでございますので、ご理解を賜りたいと思っております。

以上でございます。

12月9日

議長（鴛海政幸君） 1番近藤紀男君。

1番（近藤紀男君） ただ今市長からご答弁いただきまして、景気雇用、産業振興、本当に大事な分野だろうというふうに思っております。

いずれにしても、ほかの事業等々につきましては、現時点では国の政府の方針なり、事業仕分けによる具体的な影響がまだ不透明な部分も多々ありまして、非常に自治体関係者を困惑させているものと、今日のご答弁をお聞きしながら、そう感じております。

また、本市の税収につきましても、前の議員のご答弁で市長おっしゃってありましたように、何とか昨年並の税収を確保したいということでありまして、本当に私もそのように思っております。

今年の10月でしたが、大分合同新聞で実は県内18市町村の本年度の税収見込みというものが出ておりまして、本市では企業立地などで固定資産税の増加が見込まれ、1.1パーセントの増とされておりまして、他の税の減少を補う形になるのではないかとということも申されておりまして、ほかの17市町村はみんなマイナスの見込みでありましたから、一つは、この点も何とか昨年並の確保ができるようにというふうに私も願っております。

また、先程来言われておりますように、国からの地方交付税もさほどの伸び、もしかしたら減少になるのか、こういった大変厳しい財政運営を余儀なくされるものと考えております。

こうしたこれまでにない厳しい状況下であります。あと20日余りで新たな年を迎えようとしております。市民の暮らしは、ご承知のように、年々厳しさを増しております。当初予算編成に際しましては、市長申されておりましたように、選択と集中、そしてまた費用対効果をしっかり検証していただきまして、すべての市民が安心して暮らしていくためにも、これはいまの政府にも言えることですが、市民への負担増やサービスの低下にならないよう、特段のご配慮を要望いたします。あとの2点についても要望として述べさせていただきます。

河川の堤防道路の維持管理についてであります。ご答弁ありましたように、堤防道路の維持管理には、これからも地域の皆さん、それから田畑を近くにお持ちの、そういった住民の皆さんのご協力も不可欠であるというふうに思います。私の住居周辺地域を見てみますと、桂川堤防道路の田畑に面した法面や農道や農業用水路など、地域の方々や保全環境組合

の皆さんが年に数回草刈作業を行っておりますし、市職員の皆さんも堤防やポケットパーク等の草刈りを例年実施していることも、私も実際見ております。

また、中核工業団地の侵入路や花いろ温泉、丘の公園等では、先程課長申されておりましたように、除草や草刈作業等を民間に委託して行っておりますし、また職員の方々に手分けして行っております。

しかしながら、申されておりましたように、堤防道路の河川に面した斜面等では、斜面での危険な作業もあって、数年間放置され、竹や木が生い茂り、いま現在ではもう草刈機等ではどうにもならない箇所が本当に多々見受けられます。また、堤防道路の下で農作物を耕作している方々からは、草木や竹等が生い茂る中で病害虫の影響を心配している声も、実際に私も耳にしております。市内各地にあります堤防道路や河川に面した道路は、通勤・通学、また市民の皆さんの朝夕の散歩コースであったり、とりわけ桂川の堤防道路は、五月祭のマラソンのコースでもあります。まずは現状調査をしていただき、県の担当課ともしっかりと協議を行って整備をしていただくことを要望いたします。

最後に、観光案内の表示についてであります。

ご答弁ありましたように、私はこの観光に関しては、本市を訪れた方々が、本当に来てよかった、もう一度来てみたいと思っていただくことも大切なことではないかと思っております。そして、昭和の町のみならず、富貴寺や田染荘、真木大堂、さらには真玉や香々地にも足を運んでもらいたいと思っております。訪問先の地理に不案内な観光客に対して、安心して訪問していただくためにも、親切な案内表示が必要であると考えております。現在、先程申しましたように、新地交差点付近に看板設置に向けて現在検討しているとご答弁いただきましたので、速やかに実施していただくこととあわせて、市内観光施設の案内表示の再検証を要望しまして、私の質問を終わります。

議長（鴛海政幸君） しばらく休憩いたします。

再開は午後1時からでございます。

午前11時56分 休憩

午後1時00分 再開

議長（鴛海政幸君） 休憩前に引き続き一般質問を続けます。

3番安達 隆君。

3番（安達 隆君） 皆さん、こんにち。3番議席の安達でございます。

宮町商店街の電気料の過払いについて述べていきたいと思ひます。

9月議会で日本共産党の大石議員が質問された宮町商店街の電気料について、その経過と結論を議会の場を借りて市民の前に正しく明らかにしていきたいと思ひます。

宮町商店街は、昭和60年には一気に若返りを図り、現在ある体制を維持しています。市内の商店街の中で最も若く、活動的で積極的な組織、団体であります。12月の市報を飾った宮町ロータリーのイルミネーションは、宮町商店街の後援をもらう中で、宮町商店街の副会長が中心となり、同志を募り、完成されたものであり、さらに今後も充実されていくものであります。

秋の若宮大祭における協力はもとより、来年1月3日のホーランエンヤにおいては、毎年のようにくず湯を市民の皆さんや観光客に寒さを吹き飛ばすようにと振る舞っています。

それでは、本題に入ります。宮町商店街では、高額な電気料に悩まされ、街路灯の本数を減らそうという話になり、本数の点検・確認をすべく九電の担当者呼び、調べたところ、街路灯の本数と請求書の符合を見つけ出し、問いただしたところ、以前あった街路灯の廃止届が出ていないので、九電側には責任はなく、発覚した4月ぐらいにさかのぼって減額しますとの返答がありました。すぐに宮町商店街の役員会を開き、全員一致で払い過ぎた電気料の全額返済を求めて徹底的に戦っていかうと決定しました。

宮町の街路灯は、平成5年に県の美化資金、市の補助金をもらう中で、1期工事に199万2,000円、年明けの2期工事に94万2,000円を支出したもので、公共工事として行われたものであり、9月3日の日に宮町商店街会長が私を同伴し、建設課長のところに資料を持っていき、当時の市の資料の提出を頼みましたところ、16年前のことで資料が残っていないということでしたので、9月8日に行われる九電との話し合いに出席したいと申し出があり、建設課長、商工観光課長ら4名の出席をもらい、九電側の話を見ると、九電側にも廃止届はおろか、新設届も存在しないというお粗末な話でした。ここで九電の中津の副所長が九電を代表して否を認め、5年にさかのぼって過払金を返済したいとの九電側の意向を我々に伝えました。それでは話にならんと宮町商店街は断固拒否し、全額返済まで徹底的にやっていくんだと決意をし、次の話し合いが行わ

れる際には全面解決だと九電側に伝え、散会しました。

そうした中で、その2日後、9月10日の午前中、11時ぐらいと言っていました。九電の所長より商店街会長宅に電話が入り、宮町商店街の皆様の言われることはごもっともでございますと、納得される形で対処いたしますと電話がありました。宮町商店街の全面勝利であり、全面的な解決に至ったわけがあります。これがあつた2時間後に、豊後高田市議会一般質問での大石議員の発言があつたわけです。さらに、新聞記者を4、5名呼んであり、大騒ぎでした。解決したと確認した、確か大分合同新聞と思ひますが、それ以外の数社は興味本位で紙面を飾りました。

以上が本当の話です。

次に、カボス生産者の現状について質問いたします。

今年は表作にあたり、早く出荷された方についてはそれなりの価格が出たが、後半になって、こんなにやるのかというほどの出荷があり、暴落しました。当高田中央青果市場でも、手に負えないぐらいの量でありました。当市は、豊後高田独自の焼酎六郷を新規開発したりしていますが、カボスについても、昭和の町を活用する中で特産品としてのカボス関連商品の開発をするべきだと考えますが、いかがでしょうか。

次に、敬老会事業の取り組みについて質問いたします。

私自身、20年近く区長から自治委員を続けています。当然のことながら、敬老会も20回近く催してきました。そうした中で、私自身もあと7、8年すると敬老会の対象者となりますが、いわゆる団塊の世代の参入であります。少子・高齢化の突出した状況が生まれ、自分たちで自分たちを祝うという構図が生まれてきます。若い世代に敬老の念が薄れつつあるいま、そして自治会自体も脆弱化している現状を踏まえるなら、日本のあらゆる地域での敬老会のあり方を検索し、今後の敬老会事業に向けた施策をとるべきではありませんか。今後に向けた対応をお願いします。

以上で1回目の質問を終わります。

議長（鴛海政幸君） 商工観光課長佐藤之則君。

商工観光課長（佐藤之則君） 安達議員の先程の宮町商店街街路灯の電気料の件についてお答えいたします。

12月9日

この件につきましては、九州電力と地元商店街との協議の場に私どもも、先程議員がおっしゃいましたように、同席をさせていただきました。地元商店街の皆さんが主体的に交渉を進められ、この件が全面的に解決したことにつきましては、私どもも大変安堵しているところでございます。

宮町商店街につきましては、900年以上の歴史と伝統を誇る若宮八幡秋季大祭裸祭りの時はもちろんですが、江戸時代から続く新年の勇壮行事「ホーランエンヤ」のときにも商店街の自主的な取り組みとして、温かい飲み物を観客の皆さんに振る舞っていただくなど、さまざまな取り組みをされておられます。

先程もありましたけれども、最近では市民グループ「高田を盛り上げる会」の皆さんとともに、宮町ロータリーのポケットパークにイルミネーションを設置する宮町LOVEファンタジーライトアップイルミネーション、そして第4回昭和の町音楽祭、こういったものについても、商店街としてバックアップしていただいたということで、非常にありがたいと思っています。今後とも、引き続きこういった取り組みをお願いしたいというふうに考えております。

申すまでもございませんけれども、私たちの豊後高田市には8商店街ございます。昭和30年代の懐かしさをテーマとした昭和の町、それから「高齢者が楽しいおまち」をテーマとした玉津商店街など、それぞれの特色を活かした商店街振興策を進めておりまして、それぞれ皆さん頑張っておられると思っております。

大変厳しい経済の状況の中ではございますけれども、商店街の皆さんにはぜひ頑張っていたきたいというふうに思っておりますし、市民の皆さんにもぜひ地元でのお買い物を促進していただきますようお願いして、答弁とさせていただきます。

議長（鷲海政幸君） 農林振興課長井上晃一君。

農林振興課長（井上晃一君） カボス生産の現状についてお答えをいたします。

現在の農産物価格につきましては、長引く景気の低迷等の影響を受け、全般に価格が低迷しております。カボスも例外ではなく、議員ご指摘のとおり、本年が表年にあたることによる出荷量の増加も相まって、価格形成には非常に厳しいものがございます。そのため、青果だけでなく、加工原料についても出荷量の調整を行うなどの措置がとられておりま

すが、なかなか好転の兆しが見えない状況にあります。

このような状況に対しまして、農業団体では、早出しや貯蔵による出荷期間の拡大に取り組んでおります。一方、本市も加盟をしております大分県カボス振興協議会では、都市における販売促進のPR活動や果皮利用による新たな加工品の開発に取り組むなど、各方面で価格向上や消費拡大に向けたさまざまな対策を講じております。

本市では、価格低迷時の対応策として、県の価格安定対策事業に取り組んでおり、本年産カボスについては、助成対象となることを見込まれております。今後は関係機関との連携の下、高付加価値化を目指した新たな加工品の研究なども進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

議長（鷲海政幸君） 福祉事務所長安東良介君。

福祉事務所長（安東良介君） 敬老会事業の今後についてお答えします。

敬老会事業につきましては、地域の高齢者の多年にわたる社会貢献に感謝するとともに、長寿を祝うという敬老の趣旨はもとより、地域における高齢者と関係が希薄になりつつある近隣住民とのコミュニケーションを深める場として実施をしているものでございます。

旧高田地域では、以前はほとんどの地区でそれぞれ敬老会を開催していたので、制度に即した補助金を交付していましたが、最近では記念品や弁当、商品券を配布するのみといった地区が増えている状況にあります。

そこで、本年度は、昨年まで地域全体で実施していた真玉地域、香々地地域を含めた補助金交付方式への一本化に伴い、敬老会を開催した地区に交付するという補助金本来の目的に戻したいと考えたところであります。

しかしながら、敬老会を主催する自治委員の皆様には補助金の趣旨をご説明申し上げたところ、市より事前に十分な説明ができなかったことや、会を催さなくても対象者全員に補助金が交付されると解釈していた自治委員も多く、その認識に開きがあり、ご理解をいただけなかったところであります。

そうしたことから、再度関係者と協議を重ねた結果、昨年まで高田地域において実施してまいりました補助金交付方式により、真玉、香々地地域を含む市内全域で実施したものであります。その実施状況

につきましては、各自治会や老人クラブ等の役員の皆様方のご尽力により、市内ほぼ全地区において敬老会事業が実施できたところでございます。

なお、本年度より新たに補助金方式で実施した真玉地域、香々地地域の自治会の方々から、これまでの地域全体で実施したときよりも出席者も多く、参加されたお年寄りから大変喜ばれ、来年もぜひ継続してもらいたいという意見もいただいております。

議員ご質問の今後についてであります。現在敬老会を開催していない地区につきましては、できる限り開催していただけるようお願いするとともに、より望ましい敬老会のあり方について、自治委員や関係者のご意見を伺いながら議論を重ねてまいりたいと考えております。

しかしながら、これまでの経過を考えますと、意識調整には期間を要すると思われるので、市といたしましては、当面は今年度どおりで実施してまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（篤海政幸君） 3番安達 隆君。

3番（安達 隆君） 敬老会事業は、引き続き現状のままやっていきたいと言われたわけですが、いま私が述べたように、これから7、8年もしたら大変な時代が来る。せめてもうあと2、3年のうちにある程度方向づけをして、きちんとした敬老会事業としてやっていただきたいという要望です。

そして、カボス生産者の現状についての、これもまた要望です。やはりいま、農林振興課あたりは落花生を高田の名産ということで一生懸命頑張っておられるようですが、やっぱり現在あるものが先だと私は思うわけであり。カボスは絞って瓶に入れて、ミツカン酢をちょこっと落とすと、半年ぐらもちます。やはり商品価値というものをつけて、農民によるしくご指導していただきたいというふうに考えます。

それから最後に、電気料について。大石議員が9月の市議会一般質問の中で、ある人からこう聞いたと。大石さん、もうあんたの出番じゃと、ここで共産党が打って出らんとどうするんかいと、宮町に市議員が2人おるんだけど、なかなかこれはもう内々で片づけようとして表に出てこんのじゃえと、こういうふうに言われたわけ。そこで、大石議員が宮町に出てこられて、いろんなことに当たって前回の質問になったわけであり。私らは地道に九電との対応を重ねる中で一生懸命やってきました。

宮町商店街には市議員が確かに2人おるだけじゃなく、商工会議所の副会長もおられます。3名ともに宮町商店街の役員であり、他の役員とともに会長の下に結束しています。市議員も商工会議所の副会長も、商店街にあっては他の役員と同格なんです。宮町商店街役員会の決定事項を会長の下、団結して実施しています。私は大石議員を若い頃から市民のため、日本共産党のため、一生懸命やられている立派な方だと思っていました。今回の件に関してはちょっとがっかりしました。バケツにツガニをほたり込むような状況を生んだだけです。今後は心を広く持たれ、市民のためにさらに活躍されることをお願いして、質問を終わります。

議長（篤海政幸君） 一般質問を続けます。

22番大石忠昭君。

22番（大石忠昭君） 日本共産党の大石忠昭であります。私は、昨日の議会でも新型インフルエンザのワクチンの予防接種の問題や、市民が切望しております火葬場の早期完成の問題、田染荘を始め、豊かな自然や景観、恵まれた文化財を活かした滞在型の観光などなど、縷々質問をいたしました。今日も一般質問という形で1時間、質問通告に基づいて質問をしたいと思います。

今日の午前中の議論では、質問に対する市長並びに課長の答弁が余りにも長過ぎるのではないかなと（発言する者あり）

私も聞きました。それで、今日の議論はケーブルテレビで録画放送をします。私の質問に対してはもう少し簡潔に、議長が当初わかりやすいことばでと言われましたが、そのように市民が聞いてわかるようなことばで簡潔な答弁をされることを最初に要求しておきます。議長、私の発言中に議場から何か声が上がっていますが、注意をしてもらいたいと思います。私も紳士的に発言をします。

最初は、市長の退職金の問題についてであります。

ご承知のように、議会の一般質問の様子はケーブルテレビで後日録画放送をされることになりました。3月、6月、9月と放送されまして、多くの方がご覧になっております。市民の皆さん方も大変よいことですが、議会ちゃこうあるんかと、市政ちゃこうあるんかということで関心を高めていただいております。中でも私どもが一番反響が大きいのは、この議論を通じて高田の市長は4年間の任期の都度に約2,000万円の退職金をもらう、その4年間2,000万円という退職金のこの金額に驚

12月9日

いたこと。もう一つは、隣の宇佐や日田で半額に減額することになった。高田でもそうしたらどうかという質問に対して、市長は制度があるんだからもって何が悪いかと開き直って、全然質問に答えていないと。6月も9月も質問したけれども、まともに市民が納得できるような答弁をしてないじゃないか、もっとちゃんとやれと私がハッパをかけられるような状況であります。だから、今回も連続4回目の質問になりますけれども、あえて質問をすることにしました。

市長、ご承知のように、隣の宇佐や日田市の市長は、条例を改正をして、次、市長をやめるときの退職金はいままでの条例の半額に減らすという議案を議会に提案し、それぞれの議会で満場一致で議決をされました。北九州の市長は、半額ではない、私は来年辞めるけれども、もう全く退職金は要りませんと、いま12月議会が開かれておりますが、この議会に北九州の市長の退職金を廃止をする条例を提案しています。問い合わせてみましたら、満場一致でほぼ可決をされる見通しだそうです。

全国調べてみましたけれども、やはりこれだけ経済情勢の中で、民間で働く労働者に比べてこの自治体の長の特別職の退職金の格差が大き過ぎることから、全国各地で市長の退職金を廃止をする、あるいは3割減らす、5割減らすという市長が増えてきております。市長もご承知のとおりだと思います。よって、高田におきましても、これだけ市民の関心が高い問題でありますので、市長自らが決断すればできることであります。今日は三役と言いません。市長自らが、まず自分の次の辞めるときには退職金はせめて半額にすると、こういう勇断を決断してほしいと思うんですけれども、どうでしょうか。市民が納得できる形で真摯な態度を市民の前に表明をしていただきたいと思えます。

次が同和問題であります。

調べてみましたら、昭和50年から平成8年にかけて、旧、元の佐々木市長時代に起こった制度なんですけれども、同和事業で住宅を新築したり改築したり、あるいは宅地を取得した場合には、年3.5パーセントという当時では本当に安い利息で、改築は15年以内、新築や宅地資金は25年以内に償還をするという制度が設けられまして、96件、総額で2億7,000万円の市が貸し出しをしております。旧真玉町は4件でほんのわずかで、もうこれは片づいておりますので議論をしませんが、高田の場

合はこの96件の内、昨年3月の決算の時点で28件がこげついで長期滞納になっております。額で約5,900万円、実人員では18人のようであります。私は、最近では何度も議論をしましたがけれども、先の9月議会でも問題にしましたがけれども、この議会の質問時間が1時間という時間制限がありますので、最後まで議論ができなくて残念でしたので、引き続き今日改めて質問することにしました。

一つは、総論としてですが、やっぱり何度も何度も議会で問題にする中で、担当課は今後最大限努力をするという表明をしてきました。今年度はいままてになく努力をしたと私は聞いています。よって、努力したことについては評価をしたいと思っておりますのでね、実際にはいままてと違って、この21年度では現在までにどれぐらいの人からどれぐらいの金額が徴収することができたのか、何とか今年度はこれぐらいの徴収をしたいという償還目標があったのなら、それも示してもらいたいと思えます。

具体的な話を二つしますが、1点は、宇佐から豊後高田に住民票だけ移して、そして高田で資金を借りて、これも大きい金額ですね、新築資金を借りて、宇佐にも現地調査をしましたが、宇佐に新築を建てたと。実際宇佐に住んでおりますけれども、その方がもうほとんど払ってないじゃないかと、借りっ放しじゃないか、おれたちはまじめに払ったんだと、おれんとこなんかは、払わんと差し押さえすると詰められたんだと、大石さん、これをとことん調べて議会で表に出してやってくれという話もありまして、私なりにいろんな資料をいただきまして調べまして、あっ、これは大変な問題だということになりました。この方について、あなた方も全然知らぬちゅうことはないと思えますね。現在、高田の資金を借りて宇佐に家を建てた方はその方だけのようであります。現在までに滞納総額がいくらあるのか、実際に払うべきして払わなくなって、いわゆる何年間にわたって滞納しているのか。この方については、今後どういう形で解決しようとしているのか、市民の前に明らかにしてもらいたいと思えます。

もう一例は、元市役所の職員の父親になる方のお家を改築資金という形で借りて、改築をされたそうではありますが、関係者の話をいろいろ総合しますと、その件もまだいまだに償還期限が過ぎててもう何年もなるのに片づいていないと。市役所をやめるときに、あれだけの額の退職金をもらっているのに払わんちゅうのはおかしいんじゃないか、社会常

識から見て、これは許されることじゃないじゃないか、大石さん、これもじゃんじゃんやってくれと私がハッパをかけられた状況であります。

よって、改めて今回も取り上げましたが、こういう元職員が、お父さんの名義で借りたんだから、おれは関係ないということで済まされる問題なのか、退職金をそれだけもらったというんならば、当然、しかもその地域の皆さんのお話では、その家に自分が、本人が住んでいるそうであります。元職員が住んでおる、その滞納がいまだに放置をされている。だれが考えてもおかしいんじゃないかと。この長年なぜ放置をしてきたのか、市が相手が職員だから優遇したんじゃないかという声もありますけれども、そういうことはないと思うんですけどもね、なぜこんなことになっているのか、明らかにしてもらいたいと思います。

次が、子どもの医療費の問題であります。

合併しましてもう4年8ヶ月経ちました。調べてみますと、この間に1,364人人口が減りまして、11月末の人口は2万4,733人になりました。私は、若い人たちが豊後高田市に残って滞在していただいて、安心して子どもを生み育てられるようにする、親の経済的負担を軽くする、そのために思い切った施策をとるのは、市長や市議会議員の責任であろうかと思うのであります。私は今日あえて子どもの医療費の問題を取り上げました。これはもう私も長い間の議員生活の中で随分議論をしてきまして、だんだんだんだん改善されてきたんですけども、いまこの過疎が進行する状況を見ましたときには、やはり子どもさんがいざ病気になったときには、いつでも安心して治療を受けられるような体制、せめて中学校を卒業するまでには医療費の無料化制度を拡大をすべきだと私は思うのであります。国の政権も変わりましたが、何とか国の制度として、あるいはそれまでもなく、県とも協議しながら、県が半分出す、市が半分出すでもいいですから、何とか一日も早くこの医療費の無料化制度をいまよりもさらに対象年齢を拡大する、その努力を市長はしてもらいたいと思うんですが、市長がどういう政治力を発揮するのか、市長の決意のほどを市民の前にご披露していただきたいと思います。

次が生活困窮者に対する医療費の問題であります。

厚生省の資料を見ましても、全国でこれだけ不景気が続いておりますので、医者には行くけれども、なかなか払えない、医療費代を滞納している人が相

当増えているようであります。そこから厚生省はいろいろ分析した結果、国民健康保険法の第44条で、もし被保険者の方が生活が困難で医療費を払えないような場合には、それは保険者、豊後高田でいうなら市長が、これは免除をしたり、猶予をしたり、医療費を減免したりすることができるんやと、この制度を適用すべきだという見解を出しています。

調べてみましたら、豊後高田市も旧豊後高田市時代からこの国民健康保険法の44条に基づいて、そういう事業をやるという条例を制定しています。新豊後高田市になっても条例を制定していますが、まだ一度も適用したことがありません。これはまだこういう制度があることを市民に周知されていないことも大きい要因ですけれども、同時に基準が厳し過ぎるのではないかと思うわけであります。実際に法律がある以上、しかも市がそれに基づいて条例をつくった以上、これだけ不景気で医療費に困っている市民の皆さんが適用できるように、この基準を緩和する、見直しをする、そして市民に周知徹底して、対象者にはそれを利用していただく、生活保護はもらえん、まだいかなければ、生活保護よりちょっといい生活しとるけどもね、そういう人たちが一番困るんですよ、生活保護はもらわん、しかし、医療費だけはこういう形で、この国の法律の44条に基づいて実施をすべきだと思うんですけども、市長、これは市長の裁量の問題と書いていますね、法律の中に、あくまでも市長の裁量で決められることですから、市長がこの基準を緩和する、見直しをしていくのかどうなのか、市民の前に明らかにしていただきたいと思います。

次が住宅リフォーム資金に対する助成制度についてであります。

不景気が続いておりまして、建築業者や、そこで働く大工さんや左官さんなど職人さんなども、もう仕事がない、何とかくれと。市内の建材店についても、仕事がなくなって、もう売り上げは大事やと、もう大変な事態になっています。

全国的には、いろんな国が予算を組んで景気対策をやっておりますけれども、私は全国のいまこのリフォーム助成の問題なんですけれども、先進地の例をいろいろ電話で聞いてみました。それぞれのところでこの中小建設業者、大工さんや左官さんに仕事を差し上げましょと、そして市民もなかなかいまの不景気で新築が建てられない、あるいは改築ができないという方にも助成すれば、ほんなら市がなん

12月9日

ほかでもくれるんなら改築しようかという人が増えるということで、市内の建築業者に仕事を頼んだ場合に限って、そのかかった費用の5パーセント、多いところでは10パーセントを市が助成するという制度、これはリフォーム資金助成制度と言うんですが、実施をされてきています。

また同時に、大分県では、佐伯や日田や中津では、地元の材木を使った場合にはまた補助しますという制度も実施をして、大きな予算を組んで大きな経済的効果を上げているわけでありまして。だから、私はこういうときですから、昭和の町にはかなり予算をつぎ込みましたけれども、本当に困っている、あるいは桂橋や中央公園には5億も6億という予算を組んでやっていますけれども、それは特定の一部の企業が一部の大型の土建業者がもうかるだけであって、本当に小さな業者については仕事が回らないんですよ。だから、この住宅新築や改築に伴って、市がいくらかでも助成すれば、波及効果は大きいと思うんです。よって、先進地などを調査研究してみて、本市でも何とか実施する方向で検討することができないのか、この検討することができないかというのが質問の趣旨であります。

次は、シカやイノシシの被害対策についてであります。

9月議会でも一定の議論をいたしまして、担当課がすごく努力をしていることがよくわかりまして、そのことについては評価をいたします。

だから、私は今日聞きたいのは、いままでどうやったかではなくて、それは9月議会でわかりましたので、今後どうするかを聞きたいんです。

私のところに随分田染や旧真玉、香々地の奥のほうの方々からお電話をいただきます。本当に年々シカやイノシシが繁殖をして被害が大事なんやと、もうタケノコは人間が食べると、イノシシに先にやられとると、あるいはシイタケをつくったけれども、あと原木の芽が出たら、そのシイタケの芽を食われてしまうと、次の原木ができないという被害の問題、あるいは水田でも、県の職員を呼んだら、こんな被害は初めてだということとびっくりしたという話も聞きましたほど、各地でイノシシやシカによる被害が広がっております。

私どもも共産党としても、県庁でこの前この問題で時間をかけて議論をいたしまして、県も大幅に予算を組むということの回答がありましたけれども、高田においても、このイノシシやシカを退治をする、

あるいは防護柵など、被害防止対策に思い切って予算をつけて、やはり農産物や林業を守っていく、そういう事業を思い切ってやってもらいたいと思うんですが、市長の見解を求めたいと思います。

最後に、国保税の問題についてであります。

私ども市内を隈なく歩いておりますけれども、市民から一番訴えられるのは、国保税が高過ぎる、何とかならないのかと、もう払いたくても払えないんだという声であります。確かに去年の3月議会で国保税条例を改定しました。大幅な値上げ案が強行されまして、去年の8月分から国保税が大幅に上がることになったわけなんですけれども、いまの実態というのは、市民の収入に比べてみて、やはり国保の負担割合が余りにも大き過ぎます。ありとあらゆる英知を総結集して、市長の政治力も活かして、昭和の町に取り組むぐらい市長はこの市民が一番困っている国保税の問題で、よし、こういう形で下げようやという方策を出してもらいたいと思うんですが、この国保税に対する市長の見解を求めたいと思います。

あわせて、厚生労働省は、派遣切りやリストラを受けて解雇された労働者の皆さんが、社会保険から国保に変わってきた。その場合、前の年の所得で課税されるので、国保税が大変だと、こういう方々については、それは減免制度を適用しなさいと、税金を負けてあげなさいという通達を出しまして、豊後高田でも実施をしてきましたけれども、今のところはこの制度が1年切りになっていますが、これも引き続き実施するように政府に働きかけてもらいたいし、高田でも平成21年度実施しておりますけれども、その実績あるいはその財源措置について明らかにしていただきたいと思います。

以上であります。

議長（鴛海政幸君） 市長永松博文君。

市長（永松博文君） 私からは、市長の退職手当についてのご質問にお答えいたします。

これにつきましては、本年の第2回、第3回の定例会の折にご答弁申し上げましたとおりでありまして、現在のところ、見直しについては考えておりません。

その他の質問につきましては、担当課長に答弁させます。

議長（鴛海政幸君） 建設課長野村信隆君。

建設課長（野村信隆君） それでは、同和問題についてお答えいたします。

住宅新築資金等貸付金の滞納者には、臨戸訪問や文書による返済依頼等により徴収の強化に努めているところでございます。

その成果もあり、今年度における長期滞納者からの返済状況は、12月1日現在で5名の方から11万7,000円の返済を受けております。

21年度の償還目標としては定めておりませんが、今後もより多く引き続き粘り強く徴収に努めてまいりたいと考えているところでございます。

なお、議員ご質問の個別の長期滞納者の件につきましては、個人情報との関係もあり、事実の存否については答弁を差し控えさせていただきたいと思えます。ご理解をお願いいたします。

次に、住宅リフォーム資金の助成についてお答えいたします。

住宅リフォーム資金助成事業については、市民生活の向上や市内事業者の振興等を目的として、宮崎県西都市や山口県山陽小野田市などで実施されております。

本市においては、福祉事業として在宅高齢者住宅改造助成事業、在宅重度障がい者住宅改造助成事業などを実施しておりますが、議員ご質問の趣旨におけるリフォーム事業は現在実施しておりません。

今後、国の経済対策の動向等も勘案しながら調査研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（鴛海政幸君） 子育て・健康推進課長安東道男君。

子育て・健康推進課長（安東道男君） 子どもの医療費についてお答えします。

乳幼児医療費助成制度は、乳幼児の医療費を助成することにより、その疾病の早期発見と治療を促進するとともに、乳幼児の保健の向上を図ることを目的としており、子どもの成長過程における医療費助成は、子育てをされている家庭の経済的支援につながるものと考えております。

本市におきましても、これまで助成制度の拡充に向け努力し、本年度4月1日からは就学前までの児童の無料化拡充を実施したところでございます。この制度は、子育て支援の施策として、本来は国の制度として行うべきものだと考えており、実施市町村で取り組む助成内容が異なること自体が問題であり、全国統一した医療助成制度にすべきと考えております。

今後、県において、入院のみではありますが、助

成対象を中学生まで拡大するよう検討していると聞いており、それについても今後検討しなければならないと思っております。

なお、国への働きかけにつきましては、全国市長会を通じて、子どもの医療費無料化制度の創設を強く要望しているところでございます。今後とも引き続き粘り強く要望してまいりたいと思っております。

議長（鴛海政幸君） 保険年金課長南松豊久君。

保険年金課長（南松豊久君） 生活困窮者の医療費についてお答えします。

国民健康保険の一部負担金減免制度は、災害、干ばつ、冷害、事業の休・廃止や失業等により一時的に生活が困難となった場合において、必要があると認められるときは、医療機関窓口での自己負担額の支払いの減免や徴収猶予ができると規定されております。

この一部負担金の減免については、国から明確な基準が示されていないのが実情であります。入院等により自己負担額が高くなる方については、自己負担金の支払いを一定の限度額までで済ませることのできる限度額認定証や高額療養費資金貸付制度を利用しております。

今回、国においては、一部負担金減免制度等の運用の改善について、47都道府県から少なくとも1市町村ずつ選定し、モデル事業を実施することになりました。このモデル事業の結果を検証し、平成22年度中には全市町村において適切な運用ができるよう、一定の基準を示すこととされておりますので、それに基づき規定の整備を行い、制度の周知に努めていきたいと考えています。

次に、国保税の引き下げについてお答えします。

国民健康保険事業は、保険税と国庫負担金等の特定の収入を財源とし、これを保険給付、その他特定の支出に充てる独立性を有するものであることから、一般会計と区分し、特別会計を設けることとされております。

国保特別会計は、平成17年度の合併以後、毎年度基金を取り崩して運営してきましたが、平成19年度においては、取り崩す基金もなくなり、繰上充用することとなり、平成20年度には税率改正をお願いしたところでございます。

また、平成20年度からは後期高齢者医療制度の施行により75歳以上の国保加入者の方が減少したことなどにより、被保険者数は少なくなるが、医療給付費については年々上昇し、国保の財政運営には

12月9日

厳しいものがあります。現時点での引き下げについては困難でございます。

次に、解雇者に対する保険税の減免について、引き続き実施するよう国に働きかけることと、今年度の減免実績と財源措置についてお答えします。

景気が下降局面にある中で、雇用情勢が厳しい状況にあることを踏まえ、非自発的な離職により国民健康保険の被保険者となられた方については、市税減免に関する規則の規定により減免を実施してまいりました。現在までの減免状況ですが、減免対象世帯数32世帯、減免額346万8,400円であります。この減免額については、特別調整交付金交付基準により交付されることとなっております。

なお、平成22年度は非自発的な失業者の保険税については、前年の給与所得を3割として算定し、失業後の一定期間中は、在職中の医療保険料水準と同程度になるよう軽減する方向で検討されているようであります。国民健康保険は、高齢者や低所得者の割合が高い上、昨今の経済不況に伴う失業者の急増により、さらに厳しい財政運営を強いられています。

このようなことから、医療保険制度については、国、県を保険者とする国民健康保険制度を早急に検討するよう、市長会を通じ要望しているところでございます。

以上でございます。

議長（鴛海政幸君） 農林振興課長井上晃一君。

農林振興課長（井上晃一君） シカ、イノシシ対策についてお答えをいたします。

本市の鳥獣被害防止対策につきましては、平成20年11月に有害鳥獣による農林水産業等の被害を防止し、もって農林水産業の発展並びに地域住民の生活環境の改善を図ることを目的として、有害鳥獣被害防止対策協議会を設立をし、捕獲、防護等を重点に被害防止対策に努めているところでございます。

まず、本年度の防護対策といたしましては、集落ぐるみの取り組みとして、田染池部、雲林、草地畑、東都甲新田、真玉西畑の5地区に金網柵5,500メートルを設置をし、その他の小規模な要望に対しましても、電気防護柵30基を設置したところであります。

さらに、11月には、近畿中国四国農業研究センター鳥獣害研究チームの井上チーム長を講師に招き、上香々地、草地畑、築地の3地区で防護柵の設置及び管理の方法や地域ぐるみの被害防止対策について

直接現地で研修会を開催したところでございます。地区の方々から大変勉強になりましたとの声をお聞きをしておりますので、今後もこのような現地研修会を開催したいと考えております。

次に、捕獲対策としまして、年間を通じて有害鳥獣の捕獲ができるよう、捕獲班に対し捕獲許可を出しています。今年度は4月から12月まで9回の許可を出しました。また、狩猟免許取得者の増員を図るために、免許取得講習会受講者に対して、会場までの送迎や受講料7,000円的全額助成を行っています。今年度は13名が受験し、全員の方がわな免許を取得をいたしました。この方々については、来年度、本市の有害鳥獣駆除班に加入するよう働きかけをしていきたいと考えています。

また、昨年度、箱わなを40基制作し、わな班員に貸与したところでありますが、今年度につきましても30基制作する予定であり、新規免許取得者には優先的に貸与したいと考えております。

有害鳥獣被害防止につきましては、今後とも各種補助事業を活用するとともに、地域住民の方々との連携をとりながらさらに進めていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（鴛海政幸君） 22番大石忠昭君。

22番（大石忠昭君） では、再質問をしたいと思えますけれども、先程の市長の答弁では、市民の皆さんが全く納得しないと思えます。市長が答弁すべきあとの問題についても、課長にさせたことについても私は問題だと思います。

改めて市長に再質問をしたいと思えます。退職金の問題は、6月や9月の議会の答弁をしたとおりでありますということだと思えます。そのことを一言で言うならば、制度があるんだからもらって何が悪いかということなんですよね。制度は変えればいいことですよ。豊後高田には市長の奥さんにも扶養手当を出せる制度がありましたけれども、議会で追及を受けて制度を廃止したではありませんか。それと同じですよ。大分県で奥さんが扶養手当を取っているのはあなただけだったでしょう。大問題になったら廃止したじゃないですか。制度があれば廃止をすればいいこと、北九州は廃止をするんですよ、今度はね。市長の退職金を廃止、私は一度に廃止ではなくて、いままで2,000万ずつもらってきたんだから、今度は半分約1,000万に、半額にしたらどうですか。市長がやろうと思ったらできるこ

とじゃないですか。制度は変えればいいことなん、どこでも制度を変えているわけね。条例改定を議会に出して、いくら市長がやると言っても、全国を調べてみましたら、議会で否決されるところも随分あります。いや、そりゃいかんと。市長がやる言うても、我々はやらせんという議会もあったようであります。まず、市長自身が腹を決めて議会に提案すべきだと思うんですが、市長どうですか。

それから、二つ目は、民間企業で働く労働者、30年、40年働いたときの退職金とあなたの4年間任期いっぱい働いたときの退職金の差が余りにも大きいという問題、そう思いませんか。民間に比べて特別職の退職金は多過ぎます。そりゃ教育長もそこにおりますけん、教育長と市長の退職金の差も余りにも大き過ぎますわね。そのことをあなたはどう認識をしているのか、市民の前に明らかにしてください。

もう一つは、市役所の職員も次々定年退職や途中で退職する方がありますけれども、30何年間働いた市役所の職員の退職金とあなたの4年間の退職金を比べてみて、やっぱりこれは差があり過ぎるなというふうにあなたは思いませんか、私は思いますが。市民の前にあなたはどう認識されているのか、市民がそこを一番聞きたいとこでありますので、明らかにしていただきたいと思います。いいですか、市長、私は真摯な態度を市民の前に表明することを求めましたけども、先程の答弁を繰り返したんでは市民は許しませんよ。

次は、同和問題についてであります。

いまの答弁で、今年度は5人の方から11万7,000円を徴収することができた。まだ年度末に向けて引き続き努力をしようということはわかりました。

私が聞きたいのは、全部で18人が長期滞納になっていると思うんですけれども、貸し付けたのは96件です。いま滞納になっているのは28件の新築資金や改築資金や宅地資金だと思うんですが、それは間違いないのか。全体的に見たら、18人というのは総計何人の中の18人なのか。もう差し押さえるぞと市から詰められて払った方も随分ありましてね、あるいはちゃんと約束どおり払った人もありますよ。同和事業すべて悪いということを言っているんじゃないんですよね。借りたお金は払わんで済まされる問題かという問題なんですよ。

それで、その実態を市民の前に、真玉については

4件貸し出ししてはいますけれども、ちゃんと期日までに4件とも償還できていますね。これは問題ないですね。旧豊後高田についてこういう実態なんです。この一人ひとり、ある議会では、建設課長が18人、まだなかったかな、16人だったかな、当時はね、18人だったですね、18人それぞれの実態をこの市民の前に明らかにしましたよ。私は名前を聞いているわけじゃないんですよ。この人は臨戸訪問したら、こういう状況でこうで7,000円は入れてくれる、1万円入れてくれるようになったとか、一人ひとり全部述べたことがありますよ。

だから、私は何の何がしさんが何々町に住んでいるとこまで聞いているんじゃないんですよ。なら、今日資料を議員の皆さんに配っていただいておりますので、資料で、名前を聞いているわけじゃないですよ、資料に基づいて説明してください。

一番大きい方では12番の方ですね。12番の方が滞納総額が953万7,000円ありますね。この人が2万円、今年度になって入れたようなんですけれども、この方が長期にいままで滞納してきたのはなぜなのか。本来ならば、この方は年間いくら償還をする、毎年、年1回の償還なんですけれども、何十万円の、いわゆる何百万円貸して、25年に分けて償還するようになっている方の方ですけれども、1回当たりの償還はいくらなんで、実際元金と利息を足したら総合計いくら償還をすることになっているのに、わずかなんぼしかしてないんやと、そのために九百何十万円も滞納になっておるんだということなんでしょう。それをちょっと市民にわかるように説明してください、何でこんなことになっているのかね。

それから、私があと二つの事例を述べましたけれども、個人情報で述べられないということは、どうということなんですか。名前を出したんじゃないんですよ、宇佐から住民票だけ高田に移して、宇佐にその資金で家を建てて、こげついていると。これはその当時、貸し出したことそのものが問題じゃないんですか、市長、どう思いますかね。市長、当時の貸し出しの条例を私にとって読んでみました。条例の中にどう書いているか。これ市長が判断するようになっているんですけれども、元利金の償還の見込みが確実である者と、元利金を確実に償還できる者にしか貸さないとなっているんですよ。と言いながら、貸し出して、もう本当何回か払ったら、あとはずっと滞納ですよ、1,000万近く滞納でしょう。

12月9日

言うならば、貸し出したことに問題があったのではないかと思うわけでありませぬ。しかも、本来なら1口なのに、年度末の3月に借り、年度始めの4月に借り、1人2口ずつ借りていると。宅地代も新築代も借りているということになって、こんな大きい金額になっているんですけども、いわゆる貸し出したそのものが不当であったと。これはいまの永松市長の責任ではありませんけども、そういう問題も浮かび上がってくるんです。

よって、その辺、いまだに長期に払えないというのは、当時の貸し出し方に問題があったというような認識でよいのかどうなのか、それともあなた方の努力が足りないということなのか、その辺ちょっと市民の前に明らかにしてください。

それから、宇佐の方について、滞納額がなんぼなのか、何年間滞納しているのかということが個人情報で言えないという理由はないでしょう。名前を言いなさいと言っているんじゃないんですよ。その方は何年間滞納しちよって、滞納総額はいくらですかちゅう、それが言えないんですか。あるいは、元職員の親名義で借りて、本人が住んじよって、退職金もろうて、それでもいまこげついているちゅうのはおかしいんじゃないんですか、それはおかしいか、おかしくないんですか、そりゃ、市長どう思いますか。みんなお金借りた人たちが無理して払ってきたのに、ほんの一部の人たちが払わんで帳消しにならないでしょう。帳消しになるんやったら、だれでも借りますよ。これ問題と思いませんか、市長。市長の見解を求めます。

次が、医療費の問題でいま課長から答弁がありまして、法的解釈はそのとおりなんです。だから、市長に私は聞いているんですよ。市長の裁量なんです。国がどういうことを示しているかちゅう、示してないんです。市長、保険者が決めることとなっているんですよ。減免制度、税金の免除する制度も市長の判断になっているんです。だから、同じようにいま不景気の中で生活に困っている方々については、医療費も減免できる、国保税も減免できるという制度になっているわけですね。国保税のほうについては、国から通達を出して、こういう方については減免しなさいよという形で高田も346万円の減免をしたわけなんですよ。346万円、32人の方に減免したんですよ。この方については、当然医療費についても減免できる対象だと思いませんか。これ税金の判断も市長が判断したんです。医療費の減免につ

いても市長が判断することになっているんです、法律を読んでみてくださいよ。国民健康保険法の44条を見てごらん、市長。そうなっているでしょう。だから、その制度を市民が知らないためになかなか相談に上がらない。上がっても門前払いをしているわけで、やっぱりここは規則がありますから、規則を、市の場合、条例、規則があるんですが、規則を改正をして、相談に来た方々は、どうぞ、そういうことがありますので、こういう形で医療費も減免いたしますということを適用してもらいたいんですが、市長、生活困窮者の命を守るために、その制度を改善して、市民に周知して適用するようにしてもらえないでしょうか、市長の見解を求めます。

次は、リフォームの問題についてであります。

これをなぜ市長は建設課長に答弁させたんですか。これはやはり中小企業の対策でもあるし、市民の生活を守る対策ということになると、やっぱり総務課長が市民課長の担当になると思うんですよ。しかし、あえて私は市民課長に答弁してくださいとか建設課長に答弁してくださいということをお願いしてないんです。市長に見解を求めたんですよ。それも今すぐやれじゃなくて、検討できないかという質問をしたんですよ。私なりに随分全国に電話をかけて聞いていますよ、時間がないから長くやりませぬけどもね。それも資金はどうしたかと言うたら、いまの国の景気対策の交付金を使って山口県の山陽小野田市はやっているでしょう。全国から視察が殺到していますよ。だって、5パーセントちゅうたら、5万円出せば100万円の事業ができる、10万円出せば200万円の事業ができるでしょう。20倍の事業ができるわけですね。そしたら、中小建築業者も大工さんも左官さんも仕事があるし、資材屋さんについても建築資材を買ってもらえる。市民についても、おかげで5パーセント補助金をもらっただけでも仕事ができるちゅうことで家が改築できるわけですよ。大変いいことじゃありませんか。

それから、材木の問題ではね、これ資料を取りましたけれども、すごいですよ。日田の場合は予算が6,000万円、中津で2,500万円、佐伯でも2,000万円の補助金の予算を組んでおりまして、新築した場合に1件当たり45万円、改築の場合でも5万円から20万円出しますよと。中津では1平米当たりなんぼかがありまして、上限70万円ですね、7万円から70万円まで、中津の山国やら耶馬溪の材木を買って家を建てた場合には補助金を出す

という制度ができとるんですね。日田では6,000万円の補助金を出すと言うんですよ。これだけ出したらね、どれだけ家が建ちますか。そうすると、中小の建築業者さんも大工さんでも左官さんでも仕事が増えているわけでしょう。実は宇佐の議会を傍聴しましたけれども、宇佐でも議論になりましたね、宇佐の市長は、こっちのリフォームのほうはすぐはやれんけれども、材木のほうはちょっと考えましようというような答弁をしていましたね。宇佐では16人の議員が紹介議員になってくれまして、宇佐でこのリフォームの助成事業をやってもらいたいという請願書が出るんですよ。ほぼ最終日に議決をされるのではないかと思うんですけどね、そういう運びになっています。

市長、わらをもすがる思いで、仕事がないか、私なんか随分仕事を頼まれます、改築はないかとね、3日間でもいいから仕事はないかという人たちがばかりですよ、多いですよ。私も大工をしておりましたからね、よく気持ちはわかりますよ。市長、この制度を、あなたは先進地を調査して研究する用意があるかどうか。宇佐の市長は、6月議会では私が調査をいたしますと答弁をしていましたね。あなたは調査して検討する用意がありますか、ありませんか、市民の前に明らかにしてください。

次がイノシシやシカの対策で、いま課長から縷々説明がありまして、その点、理解できますね。ちょっと私、建設的な意見でね、シカやイノシシを捕獲した場合の補助制度は、県単事業で実施をされておまして、シカでもイノシシでも1頭当たり限度額が6,000円の事業で半額、県が補助なんですよ。高田の場合は、従来からずっとやっておまして、イノシシについては銃で捕獲した場合は1万円出していましたね。だから、4,000円上乗せ分は一般財源になっておるんですよ。だから、それはいいことなんですよ。大分の場合は3万出していますからね、猿を殺してもイノシシを殺しても3万出していますからね、いいことなんです。県に向かって、市長も前部長をされておったんですから、やっぱり実態にあつて、シカは6,000円で3,000円でいいでしょう。いまシカは1頭3,000円しか出してない。しかし、県の事業は、イノシシも一緒なんだけど、市は上乗せ4,000円しているんですよ。だから、イノシシについては、限度額を、基準額を引き上げると、半分県が出してくれというふうにすれば市は助かると思うんですが、

市長、どうですか。市長、政治力を働かせませんか。

それから、今度は罾の30基増やすことになりましたけれども、改めて来年度に向けて、私どもも県で相当詰めましたけれども、そういう捕獲する予算や、そういう被害対策の網を張ったり、いろいろする対策費などを増額してもらいたいと思うんですけど、市長、いまの実態に見て、いくら対策をとっても増え続けているんですよ。殺しても殺しても増えているんですよ、繁殖率が激しいから。だから、市長、イノシシやシカを退治するために、今年よりも来年のほうはもっと希望者に対してどんどん助成できるように助成枠を拡大すると、助成金の予算そのものを増やすというようにしてもらいたいと思うんですが、市長の見解を求めます。

次は、国保税の問題で、これも課長から答弁があったんですけども、もう長々私は答弁は要らないんですよ。私、市長、認識を聞きたい、今度は、最初に指摘したように、昨年国保税を値上げしたために、市民の収入、いまの生活実態に比べてみて、国保税の負担割合が重たいんですよ、そうでしょう。所得の1割以上が国保税へ取られているんですよ。このことについて、あなたはどう思うのか、高くて申し訳ないという気があるのかどうか。申し訳ないという気があるんならば、市長が政治生命かけて、こっだけ市民が困っている問題ですから、一般財源からの繰り入れという方法も最終的にはありますが、私はかねてから言っているのは、国から地方に出しているこの国保の負担金の割合を増やしてもらって、国から予算を取って国保税を下げるというために、やっぱり一肌も二肌も脱いで努力をしてもらいたいと思うんですが、市長、高いという認識に立てば下げざるを得ないでしょう。そういう市民が困っている国保税を値下げするために、あなたは政治生命をかけて頑張る気があるのかどうか、明らかにしていただきたいと思います。

最後に、リストラを受けた、派遣切りをやられた方々には、厚生省から指導があつて、いま税金の減免制度は実施することになったんです。同じように、市民の中でも、去年は収入があつたけど、今年ももう仕事がないで国保税を払えないちゅう人も随分あるんですよ。この方についても、やっぱり減免制度の枠を広げてもらう。大分県では、大分市、別府市、宇佐市が広げましたけど、高田でも枠を広げてもらって。でない、去年の所得に係るんですよ、国保税ちゅうのはね。去年所得があつたけん、今年

12月9日

はもう商売行かれんと、収入が少ないんじゃないという人については、特別税金を負けるというのは、厚生省の指導ではやったんですが、32人が実施されているんですよ。厚生省の指導の分というのは限られているんです。それは首切られた人たちに限っているんですよ。首切られた人だけじゃなくて、去年収入あったが、今年は収入が激減した人についても国保税の減免制度を拡充してもらいたいと思いますが、市長の見解を求めます。

以上です。

議長（鴛海政幸君） 議員の申し合わせ時間があるわけなので、答弁を含めてあと約なんぼかい。

（「6分半」と呼ぶ者あり）

見てのとおりです。

（笑声）

答弁時間を考慮しながら、ひとつ簡潔に願いたい。それとまた、答弁者、市長以下管理職については、簡潔にひとつ答弁をしていただきたいと思います。

市長永松博文君。

市長（永松博文君） それでは、私から退職金問題についてお答えいたします。

私は市長の退職金というものは、私的なものであると同時に、公的なものだと私は考えています。

そういう面ではいま大分県下で18市町村長おります。その中で退職金の減額をしたのが日田と宇佐であります。これは2人とも選挙でやりました。これについては、日田においては現職に対して候補者3人が確が立ったと思います。1人が全額廃止、そして現在市長になっている方が半額ということです。今回、宇佐市がやはり現職ではなかったですけど、現副市長に対して現在の市長が戦ったときに、そういうふうでやっております。

そういうふうに北九州の市長さんが来年選挙に立てばいいけれども、立たなければ、選挙をしなければ、少し無責任になるんじゃないか。ということは、そういうことによって次の人を縛ることになると、そう思います。多分北九州市長さんは来年立つんじゃないかと、そう思っています。そういう面の中で、私はこれにつきましては、私個人だけのものではないと解釈をいたしております。

それから、国保税についてであります。私は、国保税はおっしゃるとおりで、私ども小さな、そして田舎の市町村は、もう現在もなくなっていきます。毎日新聞が去年特集を出しました。もう各市町村ともバンク状態であります。そういうことの中で私も

県における市長会においても主張しましたし、それを受けて全国市長会も要望しております。

そういうことの中でこれは同じことが、質問にありませんでしたけども、乳幼児の医療も同じことであります。いまできていないところもありますけども、やはり同じような状況でやっていくのが当たり前で、あの市がよくて、この市が悪いということは、これはおかしい。そういう面では少子・高齢化対策というものは国がすべきものだと私も思っているところでございます。

それから、木材価格について、そういうことにつきましては、これはお互いのどこに力点を置くか、日田が置くのは当たり前で、日田、それから佐伯というものは木材に非常に力を入れておりますし、私が入れてないということではありませんけれども、そこ辺のものの中で何を入れるかという、私どもはそのかわりに竹林に入れているとか、そういう場所場所によって決まるわけですから、そういうことで、リフォームについては、課長からも研究するということを答えておりますので、私からあれはしません。

それから、イノシシ、シカ対策でございますけど、これは新聞を見たらご存じのように、市町村長と知事を囲む会の時は、大抵これが出ます。知事も何とかしようということで、我々もそうしていますし、そういう面では県も市も一生懸命になってそれをやろうとしております。そういう面では私は重点としてやっていますから、今年の予算よりうんと出せとか、そういうものは私わかりませんが、私はそのものとしてはきちっとしてイノシシ対策を。だから、去年、一昨年ですか、それから皆さんと一緒に、県知事にも随分言いましたし、そういうことでこれは重点であるということは申し添えておきます。

あとは各課長に答えさせます。

以上です。

議長（鴛海政幸君） 執行部のほうは答弁ありますか。

建設課長野村信隆君。

建設課長（野村信隆君） それでは、大石議員の再質問にお答えします。

全部の答弁になるか、ちょっとわかりませんが、貸付件数全体で96件で、滞納件数25件で18名ということになります。

それから、あとナンバー12番の年返済額は53万2,692円です。あと個別のケースであ

りますので、個人が推測されることがありますので、
詳細については差し控えさせていただきたいと思
います。

議長（鴛海政幸君） 申し合わせ時間を超えまし
たので、次に移ります。

これにて一般質問を終結いたします。

議長（鴛海政幸君） 以上で、本日の日程は全部
終了いたしました。

明日から12月15日まで休会し、各委員会にお
いて付託案件の審査をお願いいたします。

次の本会議は12月16日午前10時に再開し、
各委員長の報告を求め、質疑、討論、採決を行いま
す。

なお、討論の通告は12月14日午後5時までに
提出願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後 2時20分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに
署名する。

豊後高田市議会議長 鴛 海 政 幸

豊後高田市議会議員 安 東 正 洋

” 北 崎 安 行